

# 監 査 年 報

(令和元年度)

令和3年3月

香川県監査委員事務局

## はじめに

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき地方公共団体に置かれる執行機関です。

その職務は主として、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することであり、その際、事務の執行等について、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに、特に、意を用いることとされています。

本県の監査委員は 4 名で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任される委員 2 名と議会から選任される委員 2 名で構成されています。また、監査委員の事務を補助する組織として、監査委員事務局が設けられています。

本県においても、監査委員が地方自治法の規定に基づき定期監査、行政監査、財政的援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を行っています。

この度、令和元年度対象の監査の状況を取りまとめました。本県の監査の現状を理解する一助として、参考にして頂ければ幸いです。

令和 3 年 3 月

香川県監査委員事務局

## 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 業務執行状況（令和元年7月～令和2年8月） | 1  |
| I 定期監査                | 3  |
| II 行政監査               | 13 |
| III 財政的援助団体等の監査       | 29 |
| IV 住民監査請求に基づく監査       | 33 |
| V 包括外部監査              | 43 |

## 監査業務執行状況の概要（令和元年7月～令和2年8月）

地方自治法の規定に基づき定期監査、行政監査、財政的援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査及び決算審査等を次のとおり実施した。

### 1 定期監査については、

- 「自主検査の正確性・厳格性」
- 「内部牽制機能の実効性」
- 「業務委託に係る適正な事務」
- 「手当の適正な支給」

の4項目を重点項目として定めるとともに、合規性のほか経済性・効率性・有効性の観点にも留意し、令和2年1月から令和2年8月までの間に、令和元年度を対象に次の212所属について順次実施した。

また、不適正な会計処理の再発抑止の観点から、

- ①会計自主検査の確認
- ②監査資料の正確性の徹底
- ③外郭団体等に対する所管課の検査の実施状況の確認

についても、取り組んだ。

| 部 局 名   | 実 施 箇 所 数 |      |    | 部 局 名    | 実 施 箇 所 数 |      |     |
|---------|-----------|------|----|----------|-----------|------|-----|
|         | 本 庁       | 出先機関 | 計  |          | 本 庁       | 出先機関 | 計   |
| 政策部・出納局 | 10        | 5    | 15 | 農政水産部    | 7         | 13   | 20  |
| 総務部     | 11        | 2    | 13 | 土木部      | 9         | 5    | 14  |
| 危機管理総局  | 2         | 1    | 3  | 各種委員会・議会 | 7         | 0    | 7   |
| 環境森林部   | 5         | 4    | 9  | 教育委員会    | 9         | 45   | 54  |
| 健康福祉部   | 7         | 11   | 18 | 公安委員会    | 30        | 12   | 42  |
| 商工労働部   | 4         | 4    | 8  | 公営企業 病院  | 1         | 3    | 4   |
| 交流推進部   | 4         | 1    | 5  | 計        | 106       | 106  | 212 |

監査の結果、指導注意事項が58件、検討指示事項が1件認められ、部局ごとに講評を行うとともに、是正改善すべき事項等が見受けられた部局については、改善等の措置状況について報告を求めた。

監査の結果については、知事、議会議長及び関係委員会等に報告するとともに、これを公表した。また、その後、関係部局から通知を受けた措置状況についても、順次これを公表した。

### 2 行政監査については、令和元年7月から令和2年3月までの間に「防災等に必要な物資や資機材等の管理状況について」をテーマに実施した。監査の実施方法は、全所属を対象に書面調査により防災等に必要な物資や資機材等の管理状況について報告を求め、その中から一定の所属を抽出し、現地調査を行い、これを踏まえ監査を行った。監査結果については、着眼点別に整理し、改善を要すると認められる事項については意見（13項目）を、今後より良い運用としていくため、さらに検討の余地があると思慮される点について要望（8項目）を行った。

監査の結果については、知事及び議会議長等に報告するとともに、これを公表した。

また、監査の結果を受けて講じた措置については、知事等から通知があり、令和2年12月に公表した。

- 3 財政的援助団体等の監査については、令和元年10月から令和2年1月までの間に、平成30年度を対象に出資団体、補助団体等について実施した。

出資団体については（公財）吉野川水源地域対策基金など13団体、補助団体については瀬戸内国際芸術祭実行委員会など9団体、公の施設の指定管理者については（公財）香川県視覚障害者福祉協会など7団体の延べ29団体（実団体23団体）について監査を行った。監査の結果、指導注意事項が11団体15件、検討指示事項が3団体4件認められた。また、公表対象としない軽微な指導事項が10団体18件、所管課への意見が1課1件あった。

監査の結果については、知事及び議会議長等に報告するとともに、これを公表した。また、監査結果を受けて講じた措置について、知事及び公安委員会から報告があり、これを公表した。

- 4 住民監査請求に基づく監査については、令和元年度中に4件の請求があり、処理結果は、棄却（一部却下）1件、却下3件であった。

- 5 例月出納検査については、毎月25日を例日と定め、一般会計、特別会計、基金及び公営企業会計について関係者の説明を求めるとともに、証拠書類について検査を実施した。

検査の結果は、いずれも計数は正確であった。

検査の結果については、知事及び議会議長に報告した。

- 6 平成元年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査については、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された決算書及び証拠書類等について関係者の説明、定期監査の資料等を参考にして実施した。

その結果、一般会計、特別会計については、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

県立病院事業会計については、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

- 7 令和元年度決算に基づく財政等健全化判断比率及び資金不足比率の審査については、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された健全化判断比率等が法令等に照らし算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として実施した。その結果、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

- 8 令和元年度包括外部監査については、外部監査人により「情報システムに関する事務の執行について」をテーマに、知事部局の保有する情報システム136件に対して概要調査を実施し、そのうち調達価格が高い又は個人情報保有数が多い等の特徴を有する12の情報システムに対して詳細な監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。

監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。

また、監査の結果を受けて講じた措置については、知事から通知があり、令和2年12月に公表した。

## I 定期監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和元年度を対象に「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」について 212 所属に対して定期監査を行った。

監査結果は次のとおりであり、指導注意事項は 58 件、検討指示事項は 1 件認められたほか、公表を伴わないが、内容が軽微なもので文書を交付した口頭指導事項は 133 件あった。

### 1 指摘事項等の件数

| 部 局 名    | 実施所属数 |       | 指摘事項  |       | 指導注意事項  |         | 検討指示事項 |       | 計(件数)   |
|----------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|--------|-------|---------|
|          |       |       | 所属    | 件数    | 所属      | 件数      | 所属     | 件数    |         |
| 政策部・出納局  | 15    | (15)  |       |       | 3 (3)   | 3 (6)   |        |       | 3 (6)   |
| 総務部      | 13    | (13)  |       |       | 4 (6)   | 4 (10)  | 0 (1)  | 0 (1) | 4 (11)  |
| 危機管理総局   | 3     | (3)   |       |       | 1 (0)   | 1 (0)   |        |       | 1 (0)   |
| 環境森林部    | 9     | (9)   |       |       | 1 (2)   | 1 (3)   |        |       | 1 (3)   |
| 健康福祉部    | 18    | (18)  |       |       | 4 (6)   | 5 (9)   |        |       | 5 (9)   |
| 商工労働部    | 8     | (8)   |       |       | 1 (2)   | 1 (2)   | 1 (0)  | 1 (0) | 2 (2)   |
| 交流推進部    | 5     | (5)   |       |       | 1 (1)   | 1 (1)   |        |       | 1 (1)   |
| 農政水産部    | 20    | (20)  |       |       | 7 (3)   | 8 (5)   |        |       | 8 (5)   |
| 土木部      | 14    | (14)  |       |       | 5 (4)   | 5 (5)   |        |       | 5 (5)   |
| 各種委員会・議会 | 7     | (7)   |       |       | 1 (2)   | 1 (2)   |        |       | 1 (2)   |
| 教育委員会    | 54    | (53)  |       |       | 16 (6)  | 21 (6)  | 0 (3)  | 0 (3) | 21 (9)  |
| 公安委員会    | 42    | (42)  |       |       | 1 (2)   | 1 (2)   | 0 (1)  | 0 (1) | 1 (3)   |
| 公営企業 病院  | 4     | (4)   |       |       | 3 (3)   | 6 (9)   |        |       | 6 (9)   |
| 合 計      | 212   | (211) | 0 (0) | 0 (0) | 48 (40) | 58 (60) | 1 (5)  | 1 (5) | 59 (65) |

(注) かつこ書は、平成 30 年度対象の件数である。

#### (参考)

##### 用語の説明

##### 1 指摘事項

指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正でないもので、法令等に違反した執行となっているもの、歳出予算の目的及び範囲に違反した執行となっているもの、著しく不経済又は非効率的執行となっているものなどをいう。

##### 2 指導注意事項

指導注意事項は、財務に関する事務の執行等が適正でないもので、指摘事項に当たらないものをいう。ただし、内容が軽微なもので、予備調査時における事務局職員による指導で足りると認められるものを除く。

##### 3 検討指示事項

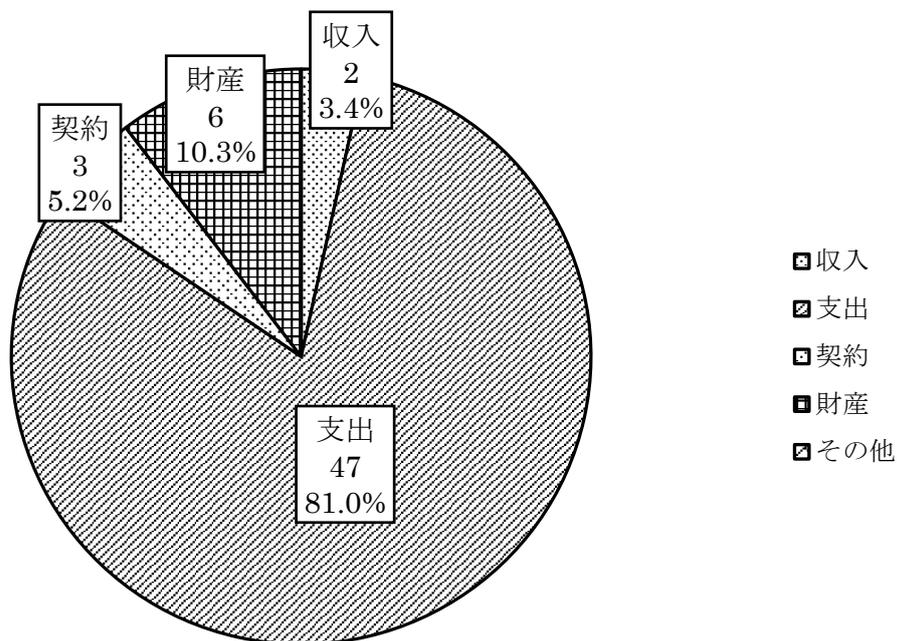
検討指示事項は、法令の趣旨や制度の運用実態などから、事務事業を適正かつ効果的に実施するうえで、今後、検討が必要と判断されるものをいう。

2 指導注意事項の内容別内訳（総括表）

（単位 件）

| 部 局 名   | 収入 | 支出 | 契約 | 財産 | その他 | 計  |
|---------|----|----|----|----|-----|----|
| 政策部・出納局 | 0  | 2  | 0  | 1  | 0   | 3  |
| 総務部     | 0  | 3  | 0  | 1  | 0   | 4  |
| 危機管理総局  | 0  | 1  | 0  | 0  | 0   | 1  |
| 環境森林部   | 0  | 0  | 0  | 1  | 0   | 1  |
| 健康福祉部   | 0  | 4  | 0  | 1  | 0   | 5  |
| 商工労働部   | 0  | 1  | 0  | 0  | 0   | 1  |
| 交流推進部   | 0  | 1  | 0  | 0  | 0   | 1  |
| 農政水産部   | 1  | 7  | 0  | 0  | 0   | 8  |
| 土木部     | 0  | 5  | 0  | 0  | 0   | 5  |
| 各種委員会等  | 0  | 1  | 0  | 0  | 0   | 1  |
| 教育委員会   | 1  | 16 | 3  | 1  | 0   | 21 |
| 公安委員会   | 0  | 1  | 0  | 0  | 0   | 1  |
| 公営企業 病院 | 0  | 5  | 0  | 1  | 0   | 6  |
| 合 計     | 2  | 47 | 3  | 6  | 0   | 58 |

図 指導注意事項の内訳（区分、件数、構成比）



(ア) 収入(証紙を含む。) (単位 件)

| 調定 | 証紙 | 帳簿整理 | 収納 | その他 | 計 |
|----|----|------|----|-----|---|
| 0  | 1  | 1    | 0  | 0   | 2 |

(イ) 支出 (単位 件)

| 予算執行 | 職員手当 | 旅費 | 賃金報酬 | その他 | 計  |
|------|------|----|------|-----|----|
| 2    | 17   | 25 | 0    | 3   | 47 |

(ウ) 契約(工事を含む。) (単位 件)

| 履行確認 | 契約締結 | 仕様書 | 予定価格 | 契約額 | その他 | 計 |
|------|------|-----|------|-----|-----|---|
| 0    | 1    | 0   | 1    | 0   | 1   | 3 |

(エ) 財産(物品を含む。) (単位 件)

| 帳簿整理 | 財産管理 | 物品管理 | 契約 | その他 | 計 |
|------|------|------|----|-----|---|
| 3    | 0    | 2    | 0  | 1   | 6 |

(オ) その他 (単位 件)

| 団体検査<br>等 | 監査資料<br>記載誤り | その他 | 計 |
|-----------|--------------|-----|---|
| 0         | 0            | 0   | 0 |

### 3 検討指示事項の内容別内訳 (総括表)

| 部 局 名    | 収入 | 支出 | 契約 | 財産 | その他 | 計 |
|----------|----|----|----|----|-----|---|
| 政策部・出納局  |    |    |    |    |     | 0 |
| 総務部      |    |    |    |    |     | 0 |
| 危機管理総局   |    |    |    |    |     | 0 |
| 環境森林部    |    |    |    |    |     | 0 |
| 健康福祉部    |    |    |    |    |     | 0 |
| 商工労働部    |    |    |    | 1  |     | 1 |
| 交流推進部    |    |    |    |    |     | 0 |
| 農政水産部    |    |    |    |    |     | 0 |
| 土木部      |    |    |    |    |     | 0 |
| 各種委員会・議会 |    |    |    |    |     | 0 |
| 教育委員会    |    |    |    |    |     | 0 |
| 公安委員会    |    |    |    |    |     | 0 |
| 公営企業 病院  |    |    |    |    |     | 0 |
| 合 計      | 0  | 0  | 0  | 1  | 0   | 1 |

4 指導注意事項の具体的内容(58件)

| 部局別・内容別                            | 指 導 注 意 事 項   | 措 置 の 状 況  |
|------------------------------------|---|--|
| <p>政策部・出納局</p> <p>支出</p> <p>財産</p> | <p>ア 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。(文化芸術局)</p> <p>イ 県内旅費の精算にあたり、領収書の金額を二重に請求したため、支給額が過大になっているものがあった。(小豆総合事務所)</p> <p>ア パソコンについて、不用品として廃棄決定の手続をしたにもかかわらず、長期にわたり廃棄処分をしていないものがあった。また、このことについて、自主検査で見過ごされていた。(情報政策課)</p>  | <p>ア 直ちに支給漏れ分の実績入力をし、未支給額の支給手続を行った。今後は、支給漏れのないよう、超過勤務命令簿と入力内容の照合確認を徹底する。</p> <p>イ 直ちに戻入の手続を行い、納付を確認した。併せて他の職員についても、注意喚起を行った。</p> <p>ア 現物を確認の上、令和2年8月13日に担当職員が本体からハードディスクを取出し破壊した。また、本体は他のパソコンを廃棄する際に一括して廃棄業者に委託する予定である。<br/>今後、不用品決定をしたものについては、早急に廃棄をする。</p>   |
| <p>総務部</p> <p>支出</p> <p>物品</p>     | <p>ア 県外旅費について、駐車料金が二重計上され、過大に支給されているものがあった。(広聴広報課)</p> <p>イ 県外旅費について、航空機の領収書金額の入力及びJR運賃の積算を誤り、支給額が不足しているものがあった。(国際課)</p> <p>ウ 自家用車の公用使用について、あらかじめ命令権者の承認を受けていないものがあった。また、高速道路利用料金について支給額に誤りがあり、追給する必要がある。(人権・同和政策課)</p> <p>ア 備品の廃棄について、物理的に破壊した後不用品決定及び廃棄処分の決定を遡って行っていたものがあった。(総務学事課)</p> | <p>ア 過大に支払われていた旅費については、直ちに戻入を行った。また、職員に対して旅費申請時にバック旅行代金に含まれる内容等を確認するよう周知するとともに、今後は証拠書類の確認を徹底する。</p> <p>イ 直ちに修正し、不足額を追加支給した。旅費システムへ入力する際に確認を徹底するよう職員に改めて周知した。</p> <p>ウ 公用使用した職員に申請書を提出させ、公用使用する理由として問題ないことを確認した。また、高速道路利用料金の支給額誤りについては、利用実績を精査し、差額分を追給した。今後は、私有車利用の手続を徹底する。</p> <p>ア 備品の廃棄手続について手順を改めて確認した。今後手続に漏れのないよう関係通知等の確認を徹底する。</p> |
| <p>危機管理総局</p> <p>支出</p>            | <p>ア 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。(危機管理課)</p>  | <p>ア 直ちに修正入力し、支給手続を行った。<br/>今後は、超過勤務命令簿と超過勤務実績簿の内容確認を、これま</p>  |

| 部局別・内容別  | 指 導 注 意 事 項  | 措 置 の 状 況  |
|--|--|--|
|  |  | で以上に徹底する。  |
| <b>環境森林部</b><br>物品                               | ア 前年度指導した備品の払出年月日の登録誤りを訂正していなかった。(廃棄物対策課)  | ア 過年度の備品については、訂正登録は不可であった。今後は、売却の備品について、物品出納命令者等が、備品出納通知書(払出し)により通知等する際に、出納年月日を契約書等で確認するなど、照合確認を徹底する。  |
| <b>健康福祉部</b><br>支出<br><br><br><br><br><br><br>物品 | ア 自家用車での出張において、通勤調整の考え方を誤って、旅費を支給していた。(障害福祉相談所)<br><br>イ 資金前渡金の精算残金について、直ちに返納していないものが散見された。また、自主検査において返納が指導されていなかった。(川部みどり園)<br><br>ウ 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があった。(医務国保課)<br><br>エ 出張における宿泊場所での駐車料金については、旅費として支給される定額の宿泊料に含まれているにもかかわらず加算して支払っていたので、返納させる必要がある。(子ども女性相談センター)<br><br>ア 備品である冷蔵庫3台について、不用品の決定と廃棄処分の決定を行わずに廃棄処分していた。(川部みどり園) | ア 誤って通勤調整を行っていた旅費については、直ちに修正処理を行い令和2年3月に差額分を支給した。今後は通勤調整の有無を十分確認し、旅費システムとの照合を徹底する。<br><br>イ 資金前渡金の精算残金が発生した場合は、直ちに金融機関に行き返納を行うこととした。今後は、自主検査においても、精算残金について返納日の確認を行う。<br><br>ウ 直ちに修正手続きを行い令和2年4月に過支給額を返納した。今後は実績入力に誤りが起きないように、庶務担当及び所属長においても入力確認を徹底する。<br><br>エ 直ちに駐車料金の戻入手続きを行い、令和2年2月に返納した。今後は、所属内での旅費システムの入力内容の確認を徹底する。<br><br>ア 廃棄処分済の冷蔵庫3台について、直ちに不用品の決定と廃棄処分の決定を行った。今後は、備品の廃棄処分時には不用品の決定と廃棄処分の決定手続を確実に行う。 |
| <b>商工労働部</b><br>支出                               | ア 超過勤務手当について、入力誤りによる誤支給があった。(企業立地推進課)  | ア 直ちに入力誤りを修正し、誤支給分の返納手続を行った。<br>今後は、退庁時に実績入力を行い、後日、入力データと退庁時刻を突合し、支給に誤りがないように確認を徹底する。  |
| <b>交流推進部</b><br>支出                               | ア 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。(栗林公   | ア 直ちに支給漏れ分の実績入力を行い、未支給額の支給を行った。今後は、退庁後に実績入力を行  |

| 部局別・内容別                                 | 指 導 注 意 事 項   | 措 置 の 状 況   |
|---|---|---|
|   | 園観光事務所)   | い、翌日に関係書類と突合し、支給に誤りがないように確認を徹底する。   |
| <p><b>農政水産部</b></p> <p>収入</p> <p>支出</p> | <p>ア 農産物検査に係る地域登録検査機関の登録更新手数料について、証紙を貼付した書類を、月ごとに取りまとめ通し番号を記入し、袋とじにして保存できていなかった。また、このことについて、自主検査で見過ごされていた。(農業生産流通課)</p> <p>ア 自家用車での出張において、通勤調整の考え方を誤って、旅費を支給しているものがあつた。(農政課、畜産課、農業試験場、東讃農業改良普及センター、西讃農業改良普及センター)</p> <p>イ 航空機を利用した県外出張の旅費精算報告において、旅客運賃の領収書を添付していなかった。また、そのために支給額が誤っていた。(東讃土地改良事務所)</p> <p>ウ 物品の発注について、見積書を徴収しておらず、支出負担行為が遅延していたものがあつた。また、物品購入伺を保存していなかった。(西讃農業改良普及センター)</p> | <p>ア 証紙を貼付した書類を直ちに袋とじにし、通し番号を記入のうえ保存した。<br/>今後は、複数の職員により確認する。</p> <p>ア 誤って通勤調整されていた旅費について、直ちに再計算を行い、追給及び戻入を行った。今後は、決裁時に通勤調整内容の確認を十分に行い、再発防止に努めるよう職員に周知徹底を行った。</p> <p>イ 未提出の領収書を直ちに徴収し保管するとともに、県外旅費の再計算を行い、追給を行った。今後は、旅費の精算時に、領収書の添付を複数の職員によりチェックし、金額の確認を徹底する。</p> <p>ウ 今後、物品購入の際は、見積書の徴収や物品購入伺の保存を徹底するとともに、支出負担行為が遅延することのないよう職員を指導した。</p> |
| <p><b>土木部</b></p> <p>支出</p>             | <p>ア 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあつた。(下水道課)</p> <p>イ 県外出張について、夕食代相当額を支給していないものがあつた。(土木監理課)</p> <p>ウ 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあつた。(河川砂防課)</p> <p>エ 県外旅費について、経路検索を誤り、過大に支給されているものが複数あつた。(都市計画課)</p> <p>オ 自家用車を使用した県内出張に係る旅費について、過大に支給され</p>  | <p>ア 支給されていなかった旅費について、直ちに支給した。今後は、支給漏れがないよう、旅費精算の内容を十分に確認する。</p> <p>イ 未払いの旅費を直ちに支給した。今後は、複数の職員で確認を行うなどの再発防止に努め、適正な事務処理を徹底する。</p> <p>ウ 直ちに修正入力をし、手当の支給手続を行った。今後は、支給に誤りがないよう、複数職員でシステム入力内容の確認を徹底する。</p> <p>エ 過大に支給されていた旅費については、直ちに返納手続を行った。また、職員に対して、旅費システムでの経路検索方法について周知を行った。</p> <p>オ 過大支給について、直ちに返納の手続を行った。今後は、複数</p>                    |

| 部局別・内容別                                       | 指 導 注 意 事 項  | 措 置 の 状 況   |
|---|--|---|
|   | <p>ているものがあつた。また、支払が5か月遅延しているものがあつた。<br/>(高松港管理事務所)</p>   | <p>の職員により算定の確認を行うことを徹底する。また、旅行完了後、速やかに報告を行うとともに支給手続きを行う。</p>  |
| <p>各種委員会・議会<br/>支出</p>                        | <p>ア 県外旅費について、経路検索を誤り過大に支給されているものがあつた。(人事委員会事務局)</p>   | <p>ア 経路検索誤りにより過大に支給されていた旅費については、直ちに戻入を行った。また、職員に対して、旅費システムでの経路検索方法について周知を行った。</p>   |
| <p>教育委員会<br/>収入<br/><br/>支出<br/><br/>(手当)</p> | <p>ア 現金で納付された生産物売払収入について、遅滞なく指定金融機関に払い込まれていたが、現金受払簿の登記が漏れているものがあつた。(香川西部養護学校)</p> <p>ア 「外国との交流推進事業」に係る海外研修旅行企画手配業務委託料について、請求書の内容を十分確認することなく支払っていた。<br/>(小豆島中央高等学校、丸亀高等学校)</p> <p>イ 「定時制・通信制体験活動を通じた対話力育成事業」について、予算の範囲内で事業を執行する必要があつた。(観音寺第一高等学校)</p> <p>ア 連絡調整及び指導助言に係る特殊勤務手当について、支給していないものがあつた。(小豆島中央高等学校)</p> <p>イ 連絡調整及び指導助言に係る特殊勤務手当について、過大に支給しているものがあつた。(観音寺総合高等学校、坂出高等学校)</p> <p>ウ 対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うものに従事する場合に支給する特殊勤務手当について、支給していないものがあつた。(丸亀城西高等学校、三本松高等学校、多度津高等学校)</p> <p>エ 高速道路利用に係る通勤手当について、過大に支給しているものがあつた。(観音寺総合高等学校)</p> <p>オ 超過勤務手当の支給額に誤りがあつたので、返納させる必要がある。(西部教育事務所)</p> <p>カ 扶養親族の増加による扶養手当</p> | <p>ア 直ちに現金受払簿への登記を行った。今後は納付書と現金受払簿との照合を徹底する。</p> <p>ア 今後は請求内容等を十分に確認する。</p> <p>イ 今後は適正な執行を徹底する。</p> <p>ア 直ちに支給の手続を行った。今後は、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>イ 直ちに戻入手続を行った。今後は、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>ウ 直ちに支給の手続を行った。今後は、教員の勤務状況と総務ナビ等への入力内容の確認を徹底する。</p> <p>エ 直ちに戻入手続を行った。今後は、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>オ 直ちに戻入手続を行った。今後は、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>カ 直ちに戻入手続を行った。今後</p> |

| 部局別・内容別 | 指 導 注 意 事 項   | 措 置 の 状 況  |
|---------|---|--|
| (旅費)    | <p>の支給額改定について、誤って1か月早く支給していた。(西部教育事務所)</p> <p>ア 雇用関係のある特別非常勤講師の依頼旅費について、所得税が源泉徴収されていた。(坂出商業高等学校)</p> <p>イ 外国旅費の請求について、旅費事務処理要領に定める領収書を添付する必要があった。(丸亀高等学校)</p> <p>ウ 自家用車を使用した出張において、おおむね通勤経路を通行していたにもかかわらず、旅費を支給しているものがあった。(健康福利課)</p> <p>エ 自家用車を使用した出張について、旅費システムに誤った距離数を入力したため、旅費が多く支給されているものがあった。(高松養護学校)</p> | <p>は、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>ア 直ちに還付手続を行った。今後は、適正な執行を徹底する。</p> <p>イ 今後は、領収書等、金額が確認できる書類の添付を徹底する。</p> <p>ウ 直ちに戻入手続を行った。今後は、通勤調整の有無を十分確認し、旅費システムとの照合を徹底する。</p> <p>エ 直ちに戻入手続を行った。今後は、距離の確認を徹底する。</p> |
| 財産      | <p>ア 高等学校の警備委託業務の巡回警備において、校舎内の未施錠の報告が散見された。戸締まり等の確認を適切に行うよう指導する必要がある。(高校教育課)</p>  | <p>ア 令和2年2月及び4月開催の県立学校長会において、各学校に、施錠、消灯の確認の徹底を行うよう、各学校長に周知した。</p>  |
| 契約      | <p>ア 契約金額が50万円を超える委託業務の契約手続において、予定価格調書を作成していないものがあった。(屋島少年自然の家)</p> <p>イ リース契約について、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う変更契約を行っていなかった。(屋島少年自然の家)</p> <p>ウ 指名競争入札を行う場合は、あらかじめ指名業者の選定に係る指名審査会による審査を受ける必要がある。(高松東高等学校)</p>  | <p>ア 今後は、会計規則や出納事務の手引などを十分に確認し、再発防止に努める。</p> <p>イ 直ちに契約変更の手続を行った。今後は、会計規則や出納事務の手引などを十分に確認し、再発防止に努める。</p> <p>ウ 今後は、会計規則や関係通知文書などを十分に確認し、適正な執行に努める。</p>  |
| 公安委員会   | <p>支出</p> <p>ア 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。(機動隊)</p>  | <p>ア 直ちに手当の支給手続を行った。今後は、支給漏れがないように関係書類との確認を徹底する。</p>   |
| 病院局     | <p>支出</p> <p>ア 前年度指導していたにもかかわらず、嘱託職員の超過勤務手当について、支給割合を誤って支給しているものがあった。(中央病院)</p>   | <p>ア 該当する職員について、令和2年9月給与で追加支給した。支給割合の計算について、フルタイム会計年度任用職員は支給割合の計算を正規職員と同様のシステムを今年度から使用し、計算を自動</p>  |

| 部局別・内容別 | 指 導 注 意 事 項   | 措 置 の 状 況  |
|---------|---|--|
| 財産      | <p>イ 県外旅費について、支給額に誤りのあるものがあった。(中央病院)</p> <p>ウ 自家用車を使用した出張について、距離計測を誤り、旅費を多く支給しているものが散見された。(丸亀病院)</p> <p>エ 超過勤務等命令簿兼実績簿の勤務命令時間を誤り、超過勤務手当の支給が漏れているものがあった。(白鳥病院)</p> <p>オ 前年度及び前々年度指導していたにもかかわらず、自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。また、帰着地を誤り支給額が不足しているものがあった。(白鳥病院)</p> <p>ア 総勘定元帳の現金の残高と現金受払簿の年度末の残高が一致していなかった。(中央病院)</p> | <p>化した。パートタイム会計年度任用職員については、担当者に確認を徹底するように指導した。</p> <p>イ 旅費の再計算を行い、該当する職員について、令和2年7月に返納させた。また、担当者に指導を行うとともに、決裁時に旅費計算内容の確認を徹底するようにした。</p> <p>ウ 旅費の再計算を行い、該当する職員について、令和2年9月に返納させた。また、担当者に自家用車使用時の旅費の計算方法について指導を行うとともに、決裁時の確認を徹底するようにした。</p> <p>エ 該当する職員について、令和2年7月に支給した。今後は、所属長による命令時及び庶務担当者の支給前の確認を徹底することとする。</p> <p>オ 該当する職員について、令和2年8月に支給した。前々年度及び前年度の指導を受け、旅費の支給前に、旅費明細を発行して受給者の確認をとったうえで、事務局の複数人で確認することとしていたが、今後はさらに、事務局側での確認体制を強化することとする。</p> <p>ア 過年度の伝票処理に誤りがあったため、振替伝票による修正を行い、総勘定元帳の現金と現金受払簿の金額を一致させた。また、総勘定元帳の現金と、現金受払簿の残高が一致していることの確認を徹底するよう指導した。</p> |

5 検討指示事項の具体的内容(1件)

| 部局別・内容別     | 検討指示事項                                      | 措置の状況                                     |
|-------------|---|---|
| 政策部・出納局     | 該当事項なし                                      | 該当事項なし                                    |
| 総務部         | 該当事項なし                                      | 該当事項なし                                    |
| 危機管理総局      | 該当事項なし                                      | 該当事項なし                                    |
| 環境森林部       | 該当事項なし                                      | 該当事項なし                                    |
| 健康福祉部       | 該当事項なし                                      | 該当事項なし                                    |
| 商工労働部<br>財産 | ア 借入れた駐車場の敷金について、債権としての管理を検討する必要がある。(労働政策課) | ア 駐車場敷金について債権として、債権管理台帳を作成のうえ、管理を行うこととした。 |
| 交流推進部       | 該当事項なし                                      | 該当事項なし                                    |
| 農政水産部       | 該当事項なし                                      | 該当事項なし                                    |
| 土木部         | 該当事項なし                                      | 該当事項なし                                    |
| 各種委員会・議会    | 該当事項なし                                      | 該当事項なし                                    |
| 教育委員会       | 該当事項なし                                      | 該当事項なし                                    |
| 公安委員会       | 該当事項なし                                      | 該当事項なし                                    |
| 病院局         | 該当事項なし                                      | 該当事項なし                                    |

## II 行政監査

### 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかについて、監査を実施したものである。

### 第2 監査のテーマ及び選定理由

#### 1 監査のテーマ

防災等に必要な物資や資機材等の管理状況について

#### 2 選定理由

近年、全国で地震や集中豪雨等の災害が頻繁に発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。また、近い将来には南海トラフ地震の発生が予想されており、ひとたび発生すれば、本県でも広範囲かつ甚大な被害が想定されているところである。

そこで、これらの災害に備えて県が備蓄、整備している災害予防、災害応急対策等に必要物資や資機材等について、その状況を明らかにするとともに、物品としての適正管理や備蓄の有効性等を検証し、今後の適切な管理運営に資するため、監査を実施した。

### 第3 監査の実施概要

#### 1 監査の実施期間

令和元年7月から令和2年3月

#### 2 監査の対象とした所属

防災等に必要な物資や資機材等を管理している所属等

#### 3 監査の実施方法

全所属を対象とした書面調査により、防災等に必要な物資や資機材等の管理状況について報告を求め、その中から抽出した所属等（保管施設を含む）に対して実地調査を行い、これを踏まえ監査を行った。

#### 4 監査の着眼点

- (1) 計画等に沿って備蓄又は整備されているか。
- (2) 防災等に必要な物資や資機材等の調達・確保は適正に行われているか。
- (3) 保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速かつ適正に活用できる態勢であるか。
- (4) 定期的な確認を実施し、品質や機能の維持、補充や廃棄が適正に行われているか。
- (5) 市町等関係機関との連携、役割分担など、効率的な整備、配置が行われているか。

#### 第4 監査対象所属等

##### (1) 部局別監査対象所属等

| 部局名        | 所属等名  |
|------------|---|
| 政策部 (4)    | 小豆総合事務所、県立ミュージアム (文化会館)、東山魁夷せとうち美術館、漆芸研究所、《県民ホール》   |
| 総務部 (8)    | 文書館、県税事務所、東讃県民センター、小豆県民センター、中讃県民センター、西讃県民センター、《アイパル香川》、 <b>財産経営課、職員課 (健康管理室)</b>  |
| 危機管理総局 (2) | <b>消防学校、危機管理課</b> (防災航空センター、防災資機材センター)  |
| 環境森林部 (4)  | 環境保健研究センター、森林センター、東部林業事務所、西部林業事務所   |
| 健康福祉部 (16) | <b>東讃保健福祉事務所</b> 、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、障害福祉相談所、精神保健福祉センター、川部みどり園、保健医療大学、食肉衛生検査所、子ども女性相談センター、 <b>斯道学園</b> 、さぬき動物愛護センター、健康福祉総務課、障害福祉課、医務国保課、 <b>薬務感染症対策課</b> 、生活衛生課  |
| 商工労働部 (4)  | 産業技術センター、発酵食品研究所、計量検定所、高等技術学校、《FROM 香川》、《RIST 香川》   |
| 交流推進部 (1)  | 栗林公園観光事務所   |
| 農政水産部 (16) | 農業試験場、小豆オリーブ研究所、府中果樹研究所、園芸総合センター、病虫害防除所、東讃農業改良普及センター、中讃農業改良普及センター、西讃農業改良普及センター、農業大学校、畜産試験場、東部家畜保健衛生所、 <b>西部家畜保健衛生所、東讃土地改良事務所</b> 、中讃土地改良事務所、西讃土地改良事務所、水産試験場   |
| 土木部 (8)    | 長尾土木事務所、 <b>高松土木事務所</b> 、中讃土木事務所、西讃土木事務所、高松港管理事務所、 <b>河川砂防課</b> 、港湾課、下水道課   |
| 病院局 (3)    | <b>中央病院</b> 、丸亀病院、白鳥病院  |
| 教育委員会 (46) | 教育センター、東部教育事務所、西部教育事務所、小豆島中央高校、三本松高校、津田高校、志度高校、石田高校、三木高校、高松北高校 (中学校)、高松高校、高松工芸高校、 <b>高松商業高校</b> 、高松東高校、高松南高校、高松西高校、高松桜井高校、香川中央高校、農業経営高校、坂出商業高校、 <b>坂出高校</b> 、坂出工業高校、 <b>飯山高校</b> 、丸亀高校、丸亀城西高校、善通寺第一高校、琴平高校、 <b>多度津高校</b> 、高瀬高校、笠田高校、観音寺第一高校、観音寺総合高校、盲学校、聾学校、香川中部養護学校、香川丸亀養護学校、図書館、屋島少年自然の家、五色台少年自然センター、埋蔵文化財センター、総務課、義務教育課、高校教育課、保健体育課、生涯学習文化財課、健康福利課 |
| 警察本部 (20)  | 東かがわ警察署、さぬき警察署、高松東警察署、小豆警察署、高松北警察署、高松南警察署、坂出警察署、高松西警察署、丸亀警察署、琴平警察署、 <b>三豊警察署</b> 、観音寺警察署、通信指令課、捜査第一課、鑑識課、 <b>交通規制課</b> 、交通機動隊、高速道路交通警察隊、 <b>警備課</b> 、機動隊  |
| 計          | 132 所属等 ( <b>うち実地調査 (太字) 15 所属、定期監査時に現地確認 (斜字) 4 所属</b> )   |

《 》は指定管理者等であり、所属等数に含めない。

(2) 目的別監査対象所属等

所管所属等：物資・資機材等を調達し総合管理する所属等

管理所属等：物資・資機材等を保管・管理する所属等

| 目的        | 所属等名               |   | 物資・資機材等の内容      |
|-----------|--------------------|---|-----------------|
|           | 所管所属等              | 管理所属等   |                 |
| 被災者用      | 危機管理課              | 小豆総合事務所、県立ミュージアム（文化会館）、文書館、《アイパル香川》、消防学校、西部林業事務所、東讃保健福祉事務所、斯道学園、《FROM 香川》、西讃農業改良普及センター、中讃土地改良事務所、中讃土木事務所、29 県立高校、香川中部養護学校、埋蔵文化財センター   | 食料、飲料水、日用品、医薬品等 |
|           | 健康福祉総務課            | 消防学校  |                 |
|           | 各県立病院              | 中央病院、丸亀病院、白鳥病院  |                 |
| 職員用       | 危機管理課              | 小豆総合事務所、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館、漆芸研究所、文書館、県税事務所、東讃県民センター、小豆県民センター、中讃県民センター、西讃県民センター、消防学校、環境保健研究センター、森林センター、東部林業事務所、西部林業事務所、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、障害福祉相談所、精神保健福祉センター、川部みどり園、保健医療大学、食肉衛生検査所、子ども女性相談センター、斯道学園、産業技術センター、発酵食品研究所、計量検定所、高等技術学校、栗林公園観光事務所、農業試験場、小豆オリーブ研究所、府中果樹研究所、園芸総合センター、病虫害防除所、東讃農業改良普及センター、中讃農業改良普及センター、西讃農業改良普及センター、農業大学校、畜産試験場、東部家畜保健衛生所、西部家畜保健衛生所、東讃土地改良事務所、中讃土地改良事務所、西讃土地改良事務所、水産試験場、長尾土木事務所、高松土木事務所、中讃土木事務所、西讃土木事務所、高松港管理事務所、危機管理課 | 食料、飲料水、日用品等     |
|           | 財産経営課              | 財産経営課   |                 |
|           | 東京事務所              | 東京事務所   |                 |
|           | 各県立病院              | 中央病院、丸亀病院、白鳥病院  |                 |
|           | 教育委員会総務課           | 教育センター、東部教育事務所、西部教育事務所、盲学校、聾学校、香川中部養護学校、香川丸亀養護学校、図書館、屋島少年自然の家、五色台少年自然センター、埋蔵文化財センター、総務課、義務教育課、高校教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課、健康福利課   |                 |
|           | 警察本部警備課            | 12 警察署、通信指令課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備課  |                 |
| 救助・復旧等対策用 | 危機管理課              | 消防学校、危機管理課（防災航空センター、防災資機材センター等）、《RIST 香川》   | 資機材等            |
|           | 財産経営課              | 財産経営課   | 資機材等            |
|           | 健康福祉総務課、職員課（健康管理室） | 消防学校、職員課（健康管理室）   | 医薬品等            |
|           | 障害福祉課              | 障害福祉課   | 資機材等            |
|           | 薬務感染症対策課           | 小豆総合事務所、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、中央病院、丸亀病院、白鳥病院ほか県内 21 医療機関等   | 医薬品等            |

|           |                      |  |               |
|-----------|----------------------|--|---------------|
| 救助・復旧等対策用 | 生活衛生課                | 小豆総合事務所、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、さぬき動物愛護センター、生活衛生課（動物管理指導所） | ペット用資機材等      |
|           | 各土地改良事務所             | 東讃土地改良事務所、中讃土地改良事務所、西讃土地改良事務所                                    | 資機材等          |
|           | 河川砂防課、各土木事務所         | 長尾土木事務所、高松土木事務所、中讃土木事務所、西讃土木事務所、河川砂防課（水防ステーション）                  | 水防資機材等        |
|           | 港湾課                  | 高松港管理事務所・港湾課（防災資機材センター）  | 資機材等          |
|           | 下水道課                 | 大東川浄化センター、金倉川浄化センター  | 資機材等          |
|           | 警察本部警備課、交通規制課        | 各交番・駐在所、12 警察署、通信指令課、捜査第一課、鑑識課、高速道路交通警察隊、警備課、機動隊                 | 警察業務用資機材等     |
|           | 危機管理課（石油コンビナート等防災本部） | 危機管理課（防災資機材センター）、高松港管理事務所、各土木事務所                                 | 石油コンビナート用資機材等 |
|           | 医務国保課（高松空港 SCU）      | 医務国保課（高松空港）  | 医療用資器材        |

## 第5 監査の結果

監査の結果については、監査の着眼点に従って整理した。

### 1 計画等に沿って備蓄又は整備されているか

本県では、県の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有する「香川県地域防災計画（以下「地域防災計画）」を中心として、「香川県水防計画」、「香川県石油コンビナート等防災計画」などの計画を策定し（参考資料 1 物資・資機材等の備蓄計画等）、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

地域防災計画では、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合っで守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により被害の軽減を図ることとされている。本県では、この「公助」の理念に基づき災害時に必要な物資・資機材等を備蓄、整備しており、食料、飲料水、日用品、医薬品、発電機、泡消火薬剤、オイルフェンス、土のう袋、スコップ等を、県内の県有施設のほか市町が所有する施設等に分散して保管している。

これらの物資・資機材等は、備蓄の目的別に、被災者用、職員用及び救助・復旧等対策用に分けることができ、それぞれの品目ごとに目標数量等を決めて調達し、備蓄されている。

被災者用物資・資機材等は、主に食料、飲料水、日用品等であり、危機管理課及び健康福祉総務課が地域防災計画に基づき調達している。備蓄数量については、平成 25 年 8 月に策定した「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」における最大クラスの地震・津波による避難所への避難者数 119,000 人を踏まえ目標数量を見直し、平成 27 年度から 29 年度にかけて当該数量に見合った備蓄を行い、平成 31 年 4 月 1 日現在において目標数量を超えている（表 1）。また、当該物資・資機材等については、県有施設及び市町が所有する施設等計 72 か所に分散備蓄している。なお、これ以外に、県立中央病院、丸亀病院及び白鳥病院では、それぞれの病院において作成した業務継続計画に基づいて入院患者用や被災者用の食料、飲料水、日用品、医薬品等を調達し、備蓄している。

表1 被災者用物資・資機材等

| 品名                      | 単位  | 目標数量    | 平成31年4月1日<br>現在の備蓄量 | 進捗率    |
|-------------------------|-----|---------|---------------------|--------|
| 食料（アルファ米、保存パン、ビスケット、お粥） | 食   | 214,950 | 300,418             | 139.8% |
| 調製粉乳                    | kg  | 85      | 138.02              | 162.4% |
| 飲料水                     | ℓ   | 214,950 | 301,056             | 140.1% |
| 毛布（アルミブランケット）           | 枚   | 58,145  | 59,785              | 102.8% |
| 生理用品                    | パック | 3,886   | 3,949               | 101.6% |
| 紙おむつ（大人用）               | 枚   | 2,388   | 2,411               | 101.0% |
| 紙おむつ（小人用）               | 枚   | 11,939  | 13,307              | 111.5% |

※表の品目以外に副食用カレー、哺乳ビン付きミルク、日用品セット、簡易トイレなども備蓄

職員用物資・資機材等は、主に食料及び飲料水であり、危機管理課が地域防災計画の「緊急物資の備蓄マニュアル」に基づいて調達し、本庁及び出先機関に備蓄している。備蓄数量については、災害対応業務に従事する職員約2,000人分の必要最小限度を目標数量（食料（乾パンなど）12,000食、飲料水6,000ℓ）としており、平成31年4月1日現在において目標数量の備蓄は完了している。なお、これ以外に、財産経営課が自衛消防本部職員用として食料、飲料水、日用品等を調達し、本庁に備蓄しているほか、東京事務所でも、「香川県東京事務所業務継続計画」に基づき独自に職員用の食料、飲料水、日用品等を調達し、備蓄している。また、公安委員会は、「香川県警察防災業務計画」に基づいて県警本部警備課が食料、飲料水、日用品等を調達し、各警察署等に備蓄している。教育委員会各所属及び各県立病院については、地域防災計画に準じて一定の職員用物資・資機材等を調達し、備蓄しているが、明確な全体の目標数量は設定していない。

救助・復旧等対策用物資・資機材等については、地域防災計画をはじめ、香川県水防計画、香川県医療救護計画、香川県警察防災業務計画などの各計画等に基づき、発電機、泡消火薬剤、オイルフェンス、土のう袋、スコップ、医薬品などを、各計画等所管所属等が調達し、防災資機材センター、消防学校、土木事務所、保健福祉事務所、県内医療機関、警察署などに備蓄している。なお、これら以外に、保健福祉事務所、土地改良事務所、土木事務所などでは、事務所独自のマニュアルに基づくものや、通常業務でも使用するものを防災等に必要な物資・資機材等として一定量調達し、備蓄している。

<意見>

- ① 地域防災計画について、災害対策用物資の備蓄状況表の数量が前年度のままになっているなど一部に更新できていない内容があったが、当該計画は、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めたものであり、県の地域における防災対策について総合的かつ基本的性格を有する重要な計画であることから、関係機関と最新情報を共有しながら、迅速かつ的確に内容の更新に努められたい。  
(危機管理課)
- ② 地域防災計画等において、県職員は、勤務時間中の発災に対応するため食料等の備蓄に努め、地震発生後に登庁する場合もできるだけ食料等を持参することとされているが、個人による食料等の備蓄や持参の必要性が十分認識されているとはいえない状況であることから、災害発生時の県職員の役割、備蓄の必要性等の周知に努められたい。  
(危機管理課)

<要望>

- ① 職員用の食料等について、非常時優先業務に従事する職員に十分行き渡らない可能性もあることから、国や他の自治体の状況を研究しながら、適宜、内容の見直しを行い、災害発生時の業務執行に支障がないよう十分な数量等の確保に努められたい。なお、職員用の食料等が配置されていない出先機関等もあることから、各所属が災害発生時の業務内容と必要数量等を十分検討することを周知し、その結果を踏まえた適切な配置に努められたい。  
(危機管理課)
- ② 病院局において、医師、看護師も含めた職員用食料等の備蓄に取り組んでいるところであるが、災害発生時に医療機関が果たす役割の重要性に鑑み、今後、病院局が行う職員用食料等の備蓄取組に対して必要な助言を行われたい。  
(危機管理課)

2 防災等に必要な物資や資機材等の調達・確保は適正に行われているか

防災等に必要な物資・資機材等は、1で述べたとおり、計画等に基づいた目標数量の備蓄は完了しており、今後は、使用期限が到来する物資・資機材等の更新が必要になる。危機管理課では、物資・資機材等の調達に際し、他の所属の調達分についてもまとめて入札するなどのコスト削減に努めており、全体として物資・資機材等の調達・確保は適正に行われている。

3 保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速かつ適正に活用できる態勢であるか

防災等に必要な物資・資機材等は、消防学校備蓄倉庫や防災資機材センターなどの拠点施設に保管されているものを除き、本庁及び出先機関の庁舎、県立病院、県立高校、県内医療機関などの建物内の執務室、会議室、倉庫のほか体育館などにも保管されている。これらの保管場所は、大部分が1階又は2階以上であり、地域防災計画で考慮するとされている耐震性や浸水のおそれなどに対応できているが、一部に改善すべき保管場所も見受けられた。

<意見>

- ③ 被災者用及び職員用食料等の一部の保管場所について、浸水のおそれや効率的な作業、安全性などに問題がある事例（ア～ウ）が見受けられたので、随時、各保管施設の状況を点検し、保管場所の移動も含めた対応策を管理所属等と協議の上、適切な措置を講じられたい。  
(危機管理課)

ア 被災者用の飲料水（273箱）を保管している屋外倉庫（旧ポンプ室）は、床面が地表より低いため浸水のおそれがあり、また、運搬通路も狭く植栽があるため搬出作業等に支障がある。  
(斯道学園)



- イ 職員用食料、飲料水を保管している倉庫は天井が低く自家発電による非常灯がない  
うえ、運搬通路に障害物が置かれているなど、搬出作業等の安全性確保が不十分である。  
(高松土木事務所)



- ウ 被災者用の食料、飲料水等を備蓄している部屋の天井付近にある戸棚のガラス戸が  
固定されていないため、地震の揺れでガラスが割れて散乱するおそれがあり、搬出作業  
等の安全性確保が不十分である。  
(高松商業高校)



- ④ 本館ペントハウスに保管している職員用の食料（240箱）、飲料水（120箱）等について、地震の揺れによりエレベーターが停止した場合には搬出が困難になることが予測されることから、庁舎管理者とも協議の上、一部を別階層へ移動することも含めた保管方法の改善を検討されたい。  
(危機管理課)
- ⑤ 職員課が所管する災害時用の機器類について、血圧計と電池を同じケースで保管しておらず、直ちに使用できる状態でなかったことから、機器類に必要な電池等の動力源を機器類の近くに保管することや定期的な劣化等の点検などの適切な管理態勢を整備されたい。なお、機器類に必要な動力源を可能な範囲で機器類の近くに保管することや定期的な劣化等の点検などの適切な管理態勢を整備することを、危機管理課から管理所  
属等へ周知されたい。  
(職員課、危機管理課)
- ⑥ 備蓄している物資・資機材等の適正な管理や災害時の対応に関する職員の意識向上のため、オンライン学習も活用し、全職員を対象とした定期的な研修を検討されたい。  
(危機管理課)

<要望>

- ③ 拠点である消防学校備蓄倉庫について、停電時の非常灯が設置されておらず、災害が夜間に発生した場合、備蓄物資の円滑な搬出作業等に支障が出る可能性があることから、備蓄倉庫内に懐中電灯などを常備し、夜間停電時の作業手順等を再確認されたい。また、平成25年3月に公表された「津波浸水想定図（南海トラフ地震（最大クラス）」）によれば、消防学校備蓄倉庫への主要道路の一部が津波浸水区域と想定されており、液状化も予測されていることから、う回路を利用した運搬方法などの再確認等を随時実施されたい。（危機管理課）

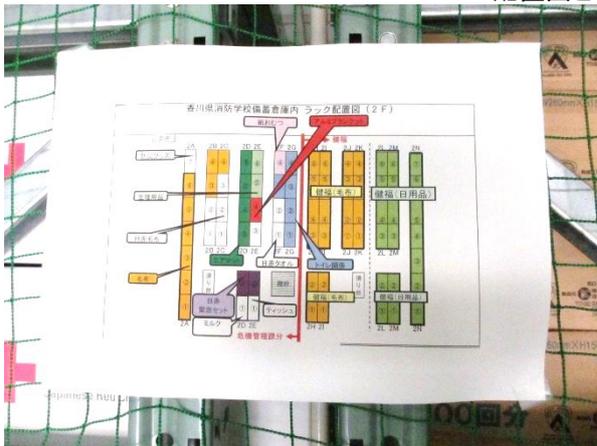


<要望>

④ 消防学校備蓄倉庫については、物資・資機材等が種類ごとに整理されて保管され、入口付近にはカラーの配置図を掲示するなど、円滑な搬出入作業のための工夫がされているが、災害発生時には多数の民間運搬業者などの出入が想定されることから、配置図に合わせた床や棚のカラー表示や、物資・資機材等のより効率的な配置などの見直しを行い、作業効率の向上に努められたい。また、管理所属等に対して物資・資機材等一覧の掲示の徹底を周知し、特に備蓄数量が多い所属等については、配置図の掲示も周知されたい。  
(危機管理課)



配置図と物品一覧の例



4 定期的な確認を実施し、品質や機能の維持、補充や廃棄が適正に行われているか

物資・資機材等の定期的な確認について、使用期限がある食料、飲料水、医薬品などは更新時に数量等の確認が行われている。なお、警察本部警備課及び交通規制課は、更新時期にかかわらず、年3回、数量等の確認を行っている。また、使用期限がない日用品、資機材等については、河川砂防課、土木事務所及び土地改良事務所は年1回、警察本部警備課及び交通規制課は年3回、数量等の確認を行っていたが、それ以外の所管所属等は、定期的な数量等の確認を行っていない。

なお、物資・資機材等の補充や廃棄について、危機管理課は、所管している被災者用及び職員用食料、飲料水を使用期限の1年前を目途に更新しており、更新対象の食料、飲料水は総合防災訓練、香川防災フェスタや各種会議、県内の希望する公立小中学校や管理所属等の職員へ配布するなど、有効活用に取り組んでいる。

<意見>

⑦ 備蓄している食料等の数量等について、災害発生時の適正配布、有効活用のため、定期的な数量、品質確認を実施するとともに、機器類についての稼働確認も定期的に行われたい。また、備蓄している物資・資機材等の取扱いなどについて、関係職員が十分認識できていない事例（ア、イ）が見受けられたことから、保管・取扱方法の周知徹底を図られたい。  
(危機管理課)

ア 保管している食料等について、緊急業務のため一部を消費していたが、所管所属である危機管理課への報告をしておらず、必要数量に満たない状態のままで保管を継続していた。  
(東讃保健福祉事務所)

イ 物資・資機材等の備蓄状況の今回調査に対して、実際と異なる数量等を回答したり、備蓄があるにもかかわらず回答がない管理所属等が見受けられた。  
(消防学校、東山魁夷せとうち美術館、文書館、産業技術センター、発酵食品研究所、栗林公園観光事務所、坂出高校)

⑧ 日用品のうち紙おむつなどについては、使用期限は定められていないものの、メーカーのホームページなどにおいて適切に保管されている場合の品質保持期間は約3年とされており、高温になりやすい保管場所であったり、保存期間が長期にわたったりする場合は、品質や機能の劣化も考えられることから、日用品についても定期的な点検と一定期間での更新を検討されたい。  
(危機管理課)

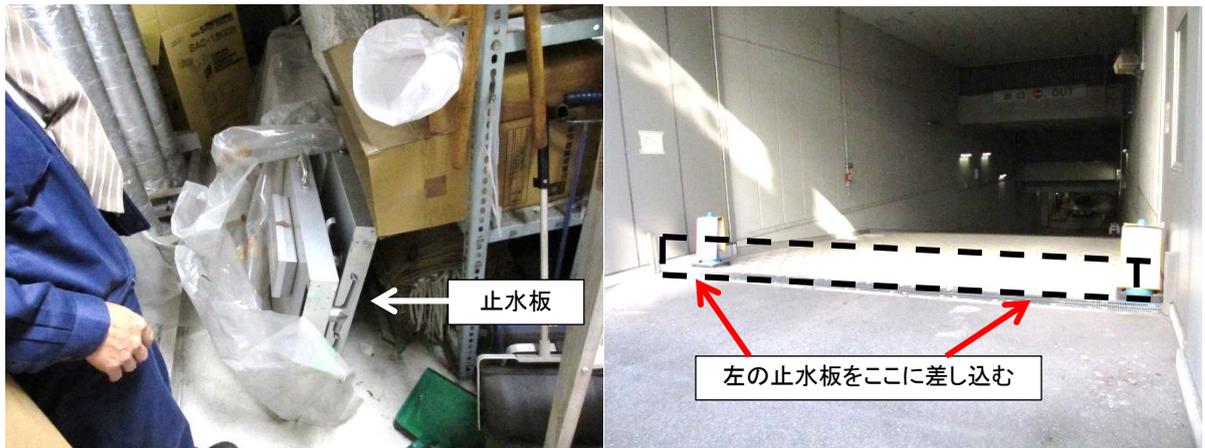
⑨ 県が設置する高松空港S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）で使用する自動体外式除細動器（A E D）について、一昨年の行政監査「県有施設における利用者の安心・安全の確保について」を踏まえ、使用期限の把握など適正な管理に努められたい。  
(医務国保課)

⑩ 薬務感染症対策課が所管している災害用医薬品等については、使用期限にかかわらず、年1回、年度末にまとめて更新しており、更新前に使用期限が到来する医薬品等は、長い場合は使用期限後10か月程度そのまま保管し、新しい医薬品等の納品後にすべて廃棄している。更新時期を使用期限前に変更することで、使用期限切れの医薬品等の発生を解消し、更新対象の医薬品等を医療機関で使用期限までに使用するなどの有効活用を図ることを検討されたい。  
(薬務感染症対策課)



<要望>

- ⑤ 使用期限が経過した飲料水を雑用水として保管しているなどの有効活用事例を、更新や数量確認の通知に併せて管理所属等に周知するなど、備蓄物資の一層の有効活用に取り組まれない。  
(危機管理課)
- ⑥ 職員用食料、飲料水の更新について、古い備蓄を消費した後、新しい備蓄を納品しているが、長い場合は3か月程度の空白期間が生じていることから、できる限りその期間の短縮を図ることを検討されたい。  
(危機管理課)
- ⑦ 本館地下駐車場出入口の止水板設置訓練を定期的を実施することを検討されたい。  
(財産経営課)



5 市町等関係機関との連携、役割分担など、効率的な整備、配置が行われているか

地域防災計画において、県は、市町のほか、国の地方行政機関、公共性・公益性のある機関などと連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努めることとされている。県と市町は、防災等に必要な物資・資機材等のうち、避難者のための食料、飲料水、日用品等の1日分について折半して備蓄することとされており、危機管理課では年3回程度、県と各市町防災主管課長による「市町防災・減災対策連絡協議会」を開催し、河川砂防課でも年1回、市町と水防部会を開催し、情報交換等を行い、連携を図っている。

<要望>

- ⑧ 災害発生時に、より効果的、効率的な対応が図れるように、病院局、教育委員会、公安委員会等がそれぞれ備蓄している物資・資機材等の状況について、積極的に情報交換を進められたい。  
(危機管理課)

## 第6 監査結果と措置状況

平成30年に政府の地震調査委員会が公表した南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%であり、平成23年に発生した東日本大震災以降、近隣地域でも平成28年の熊本地震、平成30年の大阪府北部地震など大規模な地震が続いている。昨年3月に内閣府が過去のデータを修正して公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」によれば、本県の避難者数は100,000人～170,000人に及ぶと予想されている。また、昨年は、台風15号や19号などの大型台風が勢力を保ったまま上陸し、関東地方の一部地域では想定範囲を超えた送電設備の損壊により長期間の停電が続き、日常生活に大きな影響が出たことは記憶に新しく、災害に対してこれまで以上の備えが求められているところである。

今回、県が備蓄している防災等に必要な物資・資機材等について行政監査を行った結果、計画等に沿って、おおむね適切に備蓄されていることが確認できたが、保管場所の一部に安全性や効率性の面から改善すべき事項があったほか、備蓄している物資・資機材等の取扱方法や災害発生時の対応方法が、県職員に十分認識されているとは言えない状況も見受けられた。

今後、災害の大規模化、広域化の可能性が懸念されるなか、防災対策等において県が果たす役割は益々重要になると考えられることから、物資・資機材等を備蓄している各施設の安全性や作業の効率性などを確保するための対策を着実に実施するとともに、防災担当部局のみならず全所属において情報を共有し、職員一人ひとりが、防災対策等に関する意識を一層高めていくことを期待するものである。

その後、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県民の生命、身体及び財産を災害等から保護することを目的とした県地域防災計画の実施のため、次表のとおり意見に係る措置の状況が報告された。

### ○行政監査結果に基づく措置状況

計画等に沿って備蓄又は整備されているか。

| 所属    | 意見  | 措置  |
|-------|---|---|
| 危機管理課 | 地域防災計画について、災害対策用物資の備蓄状況表の数量が前年度のままになっているなど一部に更新できていない内容があったが、当該計画は、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、県、市町、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めたものであり、県の地域における防災対策について総合的かつ基本的性格を有する重要な計画であることから、関係機関と最新情報を共有しながら、迅速かつ的確に内容の更新に努められたい。 | 令和元年度の県地域防災計画の修正の際に、備蓄状況表を適切なものに修正し、香川県ホームページで公表した。 |
|       | 地域防災計画等において、県職員は、勤務時間中の発災に対応するため食料等の備蓄に努め、地震発生後に登庁す   | 災害時の登庁に際しては、可能な限り各自で2～3日分の食料・飲料水を確保するよう周知した。        |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p>る場合もできるだけ食料等を持参することとされているが、個人による食料等の備蓄や持参の必要性が十分認識されているとはいえない状況であることから、災害発生時の県職員の役割、備蓄の必要性等の周知に努められたい。</p> |  |
|--|---|--|

保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速かつ適正に活用できる態勢であるか。

|       |   |  |
|-------|---|--|
| 危機管理課 | <p>被災者用及び職員用食料等の一部の保管場所について、浸水のおそれや効率的な作業、安全性などに問題がある事例（ア～ウ）が見受けられたので、随時、各保管施設の状況を点検し、保管場所の移動も含めた対応策を管理所属等と協議の上、適切な措置を講じられたい。</p> | <p>管理所属と協議を実施し、以下のとおり措置した。</p>   |
| ア     | <p>斯道学園</p> <p>被災者用の飲料水（273 箱）を保管している屋外倉庫（旧ポンプ室）は、床面が地表より低いため浸水のおそれがあり、また、運搬通路も狭く植栽があるため搬出作業等に支障がある。</p>                          | <p>搬出通路の植栽の植替えを行い、可搬性を確保した。また、倉庫の浸水対策については、危機管理課と協議を行い、コンクリートブロック等で物資下の床面の底上げにより、浸水リスクの低減を図ることとしている。</p> |
| イ     | <p>高松土木事務所</p> <p>職員用食料、飲料水を保管している倉庫は天井が低く自家発電による非常灯がないうえ、運搬通路に障害物が置かれているなど、搬出作業等の安全性確保が不十分である。</p>                               | <p>懐中電灯を必要数設置して停電時の照明を確保するとともに、搬出経路の障害物は撤去し、可搬性と安全性を確保した。</p>  |
| ウ     | <p>高松商業高校</p> <p>被災者用の食料、飲料水等を備蓄している部屋の天井付近にある戸棚のガラス戸が固定されていないため、地震の揺れでガラスが割れて散乱するおそれがあり、搬出作業等の安全性確保が不十分である。</p>                  | <p>地震により損壊・散乱するおそれのあるガラス戸を棚から外し、別途保管することとした。</p>   |

定期的な確認を実施し、品質や機能の維持、補充や廃棄が適正に行われているか。

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 危機管理課 | <p>本館ペントハウスに保管している職員用の食料（240 箱）、飲料水（120 箱）等について、地震の揺れによりエレベーターが停止した場合には搬出が困難になることが予測されることから、庁舎管理者とも協議の上、一部を別階層へ移動することも含めた保管方法の改善を検討されたい。</p> | <p>災害対策本部要員及び市町への派遣要員用の食料（4 箱）及び飲料水（8 箱）を、5 階災害対策本部室へ移動した。</p> |
|-------|--|--|

|       |   |  |
|-------|---|--|
| 職員課   | 職員課が所管する災害時用の機器類について、血圧計と電池を同じケースで保管しておらず、直ちに使用できる状態ではなかったことから、機器類に必要な電池等の動力源を機器類の近くに保管することや定期的な劣化等の点検などの適切な管理態勢を整備されたい。なお、機器類に必要な動力源を可能な範囲で機器類の近くに保管することや定期的な劣化等の点検などの適切な管理態勢を整備することを、危機管理課から管理所属等へ周知されたい。   | 血圧計と電池を同じケースで保管し、直ちに使用できる状態とするとともに、予備の電池二組を収納棚に保管することとした。台帳を作成し血圧計の動作確認等を、毎月第一月曜日に行うこととした。   |
| 危機管理課 | 職員課が所管する災害時用の機器類について、血圧計と電池を同じケースで保管しておらず、直ちに使用できる状態ではなかったことから、機器類に必要な電池等の動力源を機器類の近くに保管することや定期的な劣化等の点検などの適切な管理態勢を整備されたい。なお、機器類に必要な動力源を可能な範囲で機器類の近くに保管することや定期的な劣化等の点検などの適切な管理態勢を整備することを、危機管理課から管理所属等へ周知されたい。   | 機器類に必要な動力源は可能な範囲で機器類の近くに保管することや、定期的な劣化等の点検など、適切な管理態勢を整備する旨の周知を関係部局に行った。  |
| 危機管理課 | <p>備蓄している物資・資機材等の適正な管理や災害時の対応に関する職員の意識向上のため、オンライン学習も活用し、全職員を対象とした定期的な研修を検討されたい。</p> <p>備蓄している食料等の数量等について、災害発生時の適正配布、有効活用のため、定期的な数量、品質確認を実施するとともに、機器類についての稼働確認も定期的実施されたい。また、備蓄している物資・資機材等の取扱いなどについて、関係職員が十分認識できていない事例（ア、イ）が見受けられたことから、保管・取扱方法の周知徹底図られたい。</p> | <p>全職員必須研修としている防災対策オンライン講座に物資備蓄の重要性についての内容を追加した。</p> <p>数量及び品質については、物資の更新に合わせて定期的に確認することとする。事例ア及びイへの対応については、それぞれ下記のとおり。</p> <p>ア 令和元年度の職員用備蓄物資（食料）の更新時に、物資保管所属・機関に対し、物資の保管・使用等の留意事項の周知を行った。</p> <p>イ 避難者用備蓄物資保管施設に対し、保管場所に掲載することとしている備蓄数量一覧について周知するとともに、既に周知している物資の保管・取扱方法に関しても、繰り返し周知する</p> |

|   |             |   |  |
|---|-------------|---|--|
|   |             |   | こととした。備蓄物資数量については、危機管理課で一元管理を行う。                                       |
| ア | 東讃保健福祉事務所   | 保管している食料等について、緊急業務のため一部を消費していたが、所管所属である危機管理課への報告をしておらず、必要数量に満たない状態のまま保管を継続していた。 | 定期的な数量確認を実施し、消費時の危機管理課への報告を徹底することとした。なお、消費分の物資については、補充を行い、必要数量を保管している。 |
| イ | 消防学校        | 物資・資機材等の備蓄状況の今回調査に対して、実際と異なる数量等を回答したり、備蓄があるにもかかわらず回答がない管理所属等が見受けられた。            | 保管場所を確認し、保管している職員用備蓄物資の数量を確認した。被災者用備蓄物資の数量は、危機管理課が一元管理を行う。             |
|   | 東山魁夷せとうち美術館 | 物資・資機材等の備蓄状況の今回調査に対して、実際と異なる数量等を回答したり、備蓄があるにもかかわらず回答がない管理所属等が見受けられた。            | 保管場所を確認し、保管している職員用備蓄物資の数量を確認した。  |
|   | 文書館         | 物資・資機材等の備蓄状況の今回調査に対して、実際と異なる数量等を回答したり、備蓄があるにもかかわらず回答がない管理所属等が見受けられた。            | 保管場所を確認し、保管している職員用備蓄物資の数量を確認した。被災者用備蓄物資の数量は、危機管理課が一元管理を行う。             |
|   | 産業技術センター    | 物資・資機材等の備蓄状況の今回調査に対して、実際と異なる数量等を回答したり、備蓄があるにもかかわらず回答がない管理所属等が見受けられた。            | 保管場所を確認し、保管している職員用備蓄物資の数量を確認した。  |
|   | 発酵食品研究所     | 物資・資機材等の備蓄状況の今回調査に対して、実際と異なる数量等を回答したり、備蓄があるにもかかわらず回答がない管理所属等が見受けられた。            | 保管場所を確認し、保管している職員用備蓄物資の数量を確認した。  |
|   | 栗林公園観光事務所   | 物資・資機材等の備蓄状況の今回調査に対して、実際と異なる数量等を回答したり、備蓄があるにもかかわらず回答がない管理所属等が見受けられた。            | 保管場所を確認し、保管している職員用備蓄物資の数量を確認した。  |
|   | 坂出高校        | 物資・資機材等の備蓄状況の今回調査に対して、実際と異なる数量等を回答したり、備蓄があるにもかかわらず回答がない管理所属等が見受けられた。            | 保管場所を確認した。保管している被災者用備蓄物資については、危機管理課で一元管理を行う。                           |

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 危機管理課    | 日用品のうち紙おむつなどについては、使用期限は定められていないものの、メーカーのホームページなどにおいて適切に保管されている場合の品質保持期間は約3年とされており、高温になりやすい保管場所であったり、保存期間が長期にわたったりする場合などは、品質や機能の劣化も考えられることから、日用品についても定期的な点検と一定期間での更新を検討されたい。                                     | 食料等の更新時に合わせて、品質の定期的な確認を行うこととした。品質劣化物資については、更新予定である。           |
| 医務国保課    | 県が設置する高松空港SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)で使用する自動体外式除細動器(AED)について、一昨年の行政監査「県有施設における利用者の安心・安全の確保について」を踏まえ、使用期限の把握など適正な管理に努められたい。  | 点検担当者がAEDの遠隔監視、定期的な動作確認、消耗品管理を実施している。また、点検担当者がAED操作講習を受講している。 |
| 薬務感染症対策課 | 薬務感染症対策課が所管している災害用医薬品等については、使用期限にかかわらず、年1回、年度末にまとめて更新しており、更新前に使用期限が到来する医薬品等は、長い場合は使用期限後10か月程度そのまま保管し、新しい医薬品等の納品後にすべて廃棄している。更新時期を使用期限前に変更することで、使用期限切れの医薬品等の発生を解消し、更新対象の医薬品等を医療機関で使用期限までに使用するなどの有効活用を図ることを検討されたい。 | 災害用備蓄医薬品等の更新を最適な時期、回数とすることで効率的な運用を行うこととした。                    |

### Ⅲ 財政的援助団体等の監査

#### 1 財政的援助団体等の監査

地方自治法第199条第7項の規定により必要に応じて監査を実施することができる財政的援助団体等については、所管部局の定期監査時に、当該団体等に対する所管部局の検査が適切に行われているか否かを確認するほか、適宜、監査の対象とするものを抽出して、監査を実施することとしている。

#### 2 監査方針

監査の対象となるものが極めて多数に上るため、監査を実施する財政的援助団体等は一定の基準を定めて抽出し、また、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人を重点的に監査することとしている。

#### 3 令和元年度実施の監査（平成30年度対象）

##### (1) 監査実施団体（23団体）

| No. | 団 体 名                  | 種 別        |
|-----|------------------------|------------|
| 1   | (公財) 吉野川水源地域対策基金       | 出資         |
| 2   | 瀬戸内国際芸術祭実行委員会          | 補助         |
| 3   | (公財) 香川県国際交流協会         | 出資 指定管理    |
| 4   | (学法) 尽誠学園              | 補助         |
| 5   | (学法) 香川県明善学園           | 補助         |
| 6   | (公財) かがわ水と緑の財団         | 出資 指定管理    |
| 7   | (公財) かがわ健康福祉機構         | 出資 補助 指定管理 |
| 8   | (公財) 香川県身体障害者団体連合会     | 出資         |
| 9   | (公財) 香川いのちのリレー財団       | 出資         |
| 10  | (公財) 香川県食鳥衛生検査センター     | 出資         |
| 11  | (公財) 香川県生活衛生営業指導センター   | 出資 補助      |
| 12  | (公財) 香川県児童・青少年健全育成事業団  | 出資 指定管理    |
| 13  | (公財) 明治百年記念香川県青少年基金    | 出資         |
| 14  | (公財) 香川県視覚障害者福祉協会      | 指定管理       |
| 15  | (公社) 香川県聴覚障害者協会        | 指定管理       |
| 16  | (公財) 高松観光コンベンション・ビューロー | 出資         |
| 17  | わがかがわ観光推進協議会           | 補助         |
| 18  | 高松空港振興期成会              | 補助         |
| 19  | (一社) 香川県トラック協会         | 補助         |
| 20  | (一社) 香川県水産振興協会         | 補助         |
| 21  | (公財) 香川県下水道公社          | 出資         |
| 22  | いくしまスポーツチャレンジ共同体       | 指定管理       |
| 23  | (公財) 香川県暴力追放運動推進センター   | 出資         |

(2) 監査の結果と措置の状況

令和元年度に実施した財政的援助団体等の監査の監査結果及びこれに基づき講じた措置について知事及び公安委員会から報告があった。

監査対象団体に係るもの

| 団体名             | 監査の結果  |  | 措置の状況   |
|-----------------|--------|--|---|
| 瀬戸内国際芸術祭実行委員会   | 指導注意事項 | 現金で収納されたスタッフTシャツの販売代金等について、現金受払簿への登記が漏れているものがあった。また、収納金を収納したにもかかわらず、領収書を発行していないものがあった。 | 今後、現金受払簿への登記漏れがないよう注意喚起するとともに、収納金を収納した場合は領収書を発行するよう職員に周知した。                     |
|                 |        | 現に保有する郵便切手の額が、郵便切手類受払簿に記載している金額よりも少なかった。郵便切手及び台帳の管理を十分に行う必要がある。                        | 今後、郵便切手類の受払の際は十分確認するとともに、定期的に在庫確認を行うよう職員に周知徹底した。                                |
|                 | 検討指示事項 | 公益法人の情報公開に準じ、毎年度の事業及び財務に関する情報について、ホームページでの公開を検討する必要がある。                                | 令和元年度事業報告、令和2年度事業計画及び収支予算について、瀬戸内国際芸術祭実行委員会第26回総会資料を令和2年3月31日付けで公式ウェブサイトにて公開した。 |
|                 |        | 瀬戸内国際芸術祭実施後、3年間の事業収支において余剰金が生じた場合は、負担金の額について検討する必要がある。                                 | 次回芸術祭の収支計画を策定する中で、負担金の金額について検討することとする。  |
| 公益財団法人香川県国際交流協会 | 指導注意事項 | 取引相手からの請求書に、請求年月日・宛名が記載されないまま処理されていたものが散見された。  | 取引相手からの請求書について、請求年月日など内容を十分確認のうえ受領して処理するよう周知徹底した。                               |
| 公益財団法人かがわ水と緑の財団 | 指導注意事項 | 講師の旅費に係る所得税について、源泉徴収を行っていなかった。(香川県公渕森林公園)  | 直ちに高松税務署と協議し、源泉徴収不足額を納付した。<br>今後、講師の旅費の支出に当たっては、適正に所得税の源泉徴収を行うよう、職員に周知徹底した。     |

|                         |        |   |   |
|-------------------------|--------|---|---|
| 公益財団法人香川県身体障害者団体連合会     | 指導注意事項 | 財務規程に定める基本財産台帳が整備されていなかった。                                      | 令和元年10月24日に作成した。  |
| 公益財団法人香川いのちのリレー財団       | 指導注意事項 | 預金を払い出した日に支払に充てない場合は、現金出納簿に記載する必要がある。                           | 預金を払い出した日に支払に充てない場合は、現金出納簿に記載することとした。   |
|                         |        | 立替払や資金前渡払を行う場合は、その取扱いについて定めておく必要がある。                            | 今後、立替払は行わず、資金前渡払については令和2年2月25日に取扱要領を定め、職員に周知徹底した。   |
| 公益財団法人香川県生活衛生営業指導センター   | 指導注意事項 | 県費補助金関係の決裁について、事務処理規程に抵触しているものが散見された。                           | 直ちに、県費補助金関係の決裁について、事務処理規程に定める決裁区分により事務を行うよう職員に周知徹底した。   |
|                         |        | 負担金の収入について、金額の積算等を明らかにする書類の添付がなかった。また、負担金を収入する際には請求書を作成する必要がある。 | 助成金収入だったことから、公認会計士の指導の下、令和元年度から勘定科目を助成金に是正した。   |
| 公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金    | 指導注意事項 | 会計処理規程に振替伝票を規定し、適正に起票する必要がある。                                   | 令和2年2月12日付で、会計処理規程を改正し、令和2年4月から仕訳伝票を用いることとした。   |
| 公益社団法人香川県聴覚障害者協会        | 指導注意事項 | 公衆用FAXの設置について、行政財産の使用許可を受けていなかった。                               | 公衆用FAXの設置について、令和2年3月24日に行政財産の使用許可を受けた。  |
|                         | 検討指示事項 | 施設の維持管理業務委託等については、複数の者から見積書を徴収するなど、競争性の確保を図る必要がある。              | 令和2年度の業者委託については、自社製品の維持管理など受託業者が1者のみの業務以外について複数の事業者から見積書を徴収した。                                    |
| 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー | 指導注意事項 | 通訳の旅費に係る所得税について、源泉徴収を行っていなかった。                                  | 通訳者に対しては、源泉徴収していなかった交通実費部分について、令和2年2月12日に不足分の支払いを受け、3月4日に税務署に納付した。<br>今後、交通費については、源泉徴収、現物支給等の方法によ |

|                       |        |  |   |
|-----------------------|--------|--|---|
|                       |        |  | り、法令に基づき適切に対応する。  |
| 高松空港振興期成会             | 検討指示事項 | 会計事務処理について、複式簿記を採用し、公益法人会計基準に準じた財務諸表を作成すること及び監査に外部専門家を加えることを検討する必要がある。 | 会計事務処理について、令和2年度から複式簿記を採用し、公益法人会計基準に準じた財務諸表を作成する。<br>監査については、現在、監事に金融機関頭取などの専門家を配置しているため、さらに外部専門家による監査を加えることについては、今後、必要に応じて検討を行う。 |
| 公益財団法人香川県下水道公社        | 指導注意事項 | 貸借対照表及び財産目録に記載された普通預金の金額が、金融機関の残高証明書と一致していなかったため内部チェック体制の強化を図る必要がある。   | 決算整理期に事務局職員1名による確認作業であったところを、3名以上の複数職員によるチェック体制に改め、月単位で会計を締める機能を持つ会計ソフトウェアへのシステム更新に着手したほか、3か月ごとに税理士のチェックを受けることとした。                |
| 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター | 指導注意事項 | 貸付金について、財産目録の欄外に記載し、貸借対照表の資産の部に計上していないものがあった。                          | 欄外記載の貸付金について、貸借対照表の資産の部に計上した。   |
|                       |        | 平成30年度の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の報酬等について、公告又は公表がされていなかった。                      | 平成30年度の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の報酬等について、財団のホームページで公表した。  |

#### IV 住民監査請求に基づく監査

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和元年度中に 4 件の住民監査請求があった。

2 件は請求を受理し、1 件は監査を実施した結果、請求に理由がないものとして棄却（一部却下）し、1 件は請求に理由がないものとして却下として知事に報告するとともに、これを公表した。

その他の請求 2 件については、いずれも請求の要件を欠いているものとして却下した。  
個別外部監査契約に基づく監査はなかった。

住民監査請求に基づく監査の状況（令和元年度）

| No.   | 請求内容   | 却下            | 棄却  | 勧告 | 取下 |
|-------|--|---------------|-----|----|----|
| 1     | 平成 29 年度政務活動費の返還を怠る事実について<br>(令和元年 6 月 28 日付け)               | △<br>一部<br>却下 | ○   |    |    |
| 2     | 県税の徴収を違法に怠る事実について<br>(令和元年 11 月 21 日付け)                      | ○             |     |    |    |
| 3     | 新県立体育館建設に係る違法な公金支出による損害<br>防止措置請求について<br>(令和 2 年 1 月 30 日付け) | ○             |     |    |    |
| 4     | 県の財産の管理を違法に怠る事実に対する損失補填<br>等の措置の請求について<br>(令和 2 年 3 月 2 日付け) | ○             |     |    |    |
| 計 4 件 |  | 3 件           | 1 件 | —  | —  |

住民監査請求の概要は、次のとおりである。

| No. 1 平成 29 年度政務活動費の返還を怠る事実について  |
|--|
| <p>1 請求人からの請求の内容（要旨）</p> <p>香川県知事が平成 29 年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、次の違法・不当な支出の返還を請求することを怠る行為は違法なので、当該支出金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。</p> <p>ア 公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの</p> <p>イ 用途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出</p> <p>ウ 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費</p> <p>エ 按分されていない自家用車利用経費等</p> <p>オ 支出先が黒塗りで親族等への支出でないかが不明なもの</p> <p>カ 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの</p> <p>キ その他、政務活動との関連がないもの</p> <p>(ア) 石川豊議員、岡野朱里子議員、谷久浩一議員、松原哲也議員、森裕行議員及び山本直樹議員の書籍購入費 99,912 円</p> |

- (イ) 岡野朱里子議員の調査研究内容等が不明の会費、研修費及び会議費 296,368 円
- (ウ) 鎌田守恭議員、辻村修議員、西川昭吾議員及び水本勝規議員の事務所費 4,707,816 円
- (エ) 五所野尾恭一議員、佐伯明浩議員、花崎光弘議員及び平木亨議員の菓子代等 138,528 円
- (オ) 佐伯明浩議員、森裕行議員及び山本直樹議員のはがき購入費 1,185,000 円
- (カ) 斉藤勝範議員のはがき印刷代 64,800 円
- (キ) 佐伯明浩議員の事務所費（光熱費）149,597 円
- (ク) 松原哲也議員の名刺代 33,750 円
- (ケ) 山本悟史議員の高額な講師料 1,007,600 円

## 2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

石川豊議員の意見交換会会費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、黒島啓議員の意見交換会会費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、尾崎道広議員の燃料費1件の一部（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、佐伯明浩議員の意見交換会費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、谷久浩一議員の書籍購入費2件及び意見交換会会費のうち5件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、辻村修議員の意見交換会会費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、平木亨議員の意見交換会会費のうち4件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、宮本欣貞議員の意見交換会会費のうち2件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）、森裕行議員の意見交換会会費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出、山下昭史議員の意見交換会会費のうち1件及び交通費及び宿泊費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出並びに山本直樹議員の意見交換会会費のうち1件（政務活動費を充てた支出から除かれたもの）の支出に係る請求に関する部分は却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

### (1) 個々の監査対象についての判断

#### ア 意見交換会会費

政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法、充当可能な経費の範囲については、各地方公共団体の裁量に委ねられており、香川県では、政務活動費交付条例を制定し、その具体的運用については、政務活動費マニュアルを作成している。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は地方公共団体間で取扱いが異なることもあり、本県の政務活動費マニュアルにおいては、会費が明確に設定されていない会合等に政務活動費を充当できないとはされておらず、本件支出については、全て、条例で定める手続は適正に行われており、違法又は不当な支出であるとはいえない。また、領収書発行者が宗教関連団体のものについては、内容が意見交換会等であり、宗教活動そのものへの支出ではなく、明らかに使途基準に違反しているとまではいえない。多額な会費については、年会費と総会会費の合計又は毎月学習交流会がある会の年会費であり、会費の上限も定められていないことから、違法又は不当な支出であるとはいえない。同窓会と推認される会合については、内容が政務活動の一環としての意見交換の場であると認められることから、使途基準に違反しているとまではいえない。

請求人は、違法な支出があったことを推認させるだけの一般的、外形的な事実の存在を具体的に主張したとまではいえず、また、広範多岐にわたる議員活動の中でなされる意見交換の内容の報告を全議員が全て行うことは困難であり、法令等にもそのような定めはないことから、請求人の主張は合理性がなく認めることはできない。

監査委員は、公職選挙法に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

#### イ 会派共同政務活動費

政務活動費は、執行機関に対する監視の機能を果たすための活動に充てられることも多いと考えられるため、その適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、執行機関等からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員が、政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ているものであり、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が用途基準に適合しないことを明示しておらず、用途制限違反が明らかにかがわれるとまではいえないことから、違法又は不当であるとまではいえない。

#### ウ 議員 10 名の交通費及び宿泊費

請求人は、詳しい視察や調査内容の説明がなく、私的な旅行や観光旅行と考えざるを得ないものも多いと主張するが、政務活動費交付条例等においては、詳細な視察や調査の内容を報告することまで求められておらず、本件視察等は、議員が行う調査研究に資するものであり、また、議員が行う要請又は陳情の活動に該当するものであることから、当該視察等に係る交通費及び宿泊費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

#### エ 議員 16 名の燃料費

議員全員から月毎の走行台帳が提出され、当該走行台帳には、使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張するが、条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

#### オ 議員 32 名の人件費

##### (ア) 政務活動補助職員の人件費

##### a 人件費の支出先（被雇用者）

当該議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者が一致していることが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があったので、用途基準に沿ったものといえる。

##### b 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

24名の議員に係る人件費については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。政務活動費マニュアルによると、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めているので、違法又は不当な支出であるとはいえない。

##### c 政務活動費での負担割合を2分の1超としている議員の支出

7名の議員に係る人件費については、全額に政務活動費を充当し、有福哲二議員に係る1名分の人件費については同負担割合を10分の8に、黒島啓議員に係る1名分の人件費については、同負担割合を3分の2にしている。樫昭二議員及び白川容子議員は、1名分の人件費を2分の1ずつ負担していたが、白川容子議員の辞職後は樫昭二議員が全額負担している。

樫昭二議員及び白川容子議員については、政務活動に従事した実績に基づいて算定した給与を支払っているとの説明があり、このことは人件費の支出整理簿で確認できた。また、両議員以外で全額を充当している7名の議員については、雇用契約書において業務内容として政務活動の補助事務である旨を記載しており、議長からは、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があった。さらに、有福哲二議員及び黒島啓議員からは、政務活動補助事務のみとして雇用しているが、政務活動以外の業務に突発的に従事することも想定されるので、その割合を除いた率としている旨の説明があり、提出された両議員の雇用契約書の写しには、職務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことを確認した。

政務活動費の充当率の判断については、政務活動との関連性を最も熟知している議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、職務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記され、あるいはその旨の取決めがされている以上、明らかに使途基準に違反しているとはいえず、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出とまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

情報公開の範囲と個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員21名の広報費

当該議員の広報誌等には、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。また、請求人が按分により支出すべきであると主張する顔写真やプロフィール、大書した名前の掲載については、多くの広報誌等において、大なり小なり見受けられたが、議員が広報誌等により議会活動や県政に関する施策等について広報活動を行う場合に、当該広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするため、相当な範囲で議員の氏名や顔写真等を掲載することは許されるものと解されるどころ、これらが掲載されていることのみをもって、その部分は政党活動、後援会活動、宣伝活動に該当するという請求人の主張は採用できない。

したがって、政務活動費を全額充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

キ 議員6名の事務所費

(ア) 鎌田守恭議員の事務所費

事務所の賃借料及び光熱水費が、親族が役員を務める会社に支払われ、その会社が議員の政治団体へ寄付していることが不適切であるとの請求人の主張には事実誤認があり、採用できない。また、政務活動費マニュアルにおいて、親族が役員を務める会社に支払った事務所の賃借料及び光熱水費に政務活動費を充当できないとはされていない。

なお、1階部分は後援会と管理会社で併用しており3分の1を政務活動費で充て、3階の1部屋は後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があった。このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、また、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されており、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約し、その結果、全体としては2分の1以内の充当となっていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(イ) 谷久浩一議員の事務所費

地元である土庄町にも事務所があり、政務活動に使用する事務所は高松市に所在している。選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考

えにくいと、同事務所が専ら政務活動を行うためのものであるという説明は一定の合理性がある。当該事務所には谷久浩一事務所と表示があり、事務用品も備え、連絡機能も有しているとの説明があり、事務所の要件を満たしている。また、政務活動費マニュアルにおいて、政務活動専従職員の配置は政務活動用事務所の要件とはされていない。したがって、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

(ウ) 辻村修議員の事務所費

当該事務所には政務活動補助職員が配置されており、使用実態はあると考えられ、支払先は親族が経営する会社であるが、政務活動費マニュアルにおいて、親族が経営する会社が所有する不動産の賃借料に政務活動費を充当できないとはされていない。賃借料については、上限の定めはなく、賃貸人と賃借人の双方が合意して契約を締結していることから、適正でないとはとはいえない。また、賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、当該賃借料の支出が違法又は不当なものではない。

(エ) 西川昭吾議員の事務所費

当該事務所には政務活動補助職員が配置されており、使用実態はあると考えられ、賃借料については、政務活動費マニュアルにおいて上限の定めはなく、賃貸人と賃借人の双方が合意して契約を締結していることから、適正でないとはとはいえない。また、賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、当該賃借料の支出が違法又は不当なものではない。

(オ) 水本勝規議員の事務所費

当該事務所には政務活動補助職員が配置されており、使用実態はあると考えられ、支払先は地元の農業従事者である。賃借料については、政務活動費マニュアルにおいて、上限の定めはなく、賃貸人と賃借人の双方が合意して契約を締結していることから、適正でないとはとはいえない。また、賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、当該賃借料の支出が違法又は不当なものではない。

(カ) 宮本欣貞議員の事務所費

当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから全額を計上していると説明しており、事務所の賃貸借契約書においても、使用目的として政務活動に係る事務所として使用するものと明記されている。また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという説明は一定の合理性がある。当該事務所には宮本欣貞事務所と表示があり、事務用品も備え、連絡機能も有しているとの説明があり、事務所の要件を満たしている。また、政務活動費マニュアルにおいて、政務活動専従職員の配置は政務活動用事務所の要件とはされていない。したがって、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 谷久浩一議員の wearable 翻訳機購入費及び携帯電話利用料

請求人が按分による支出を主張する経費のうち、wearable 翻訳機購入費については、インバウンド需要の高まりを見込み、地元小豆島の外国人観光客の動向を調査し、地域の活性化を進めるため、直接インタビューすることを目的に購入したものであり、携帯電話利用料については、政務活動専用として利用している携帯電話の料金で、他の用務には別の電話を利用しているとの説明があった。wearable 翻訳機の使用目的は政務活動の一環と認めることができ、携帯電話利用料についても、携帯電話は政務活動専用で利用し、他の用

務には別の電話を利用しているとの説明は一定の合理性があることから、wearable 翻訳機購入費及び携帯電話利用料の全額を政務活動費から充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ケ 議員 5 名の書籍購入費

請求人は、政務活動に無関係な書籍購入であると主張するが、議員には広範にわたる問題への対応が要求され、その活動は多岐にわたり、その一環としての議員活動をする上で、どのような図書や資料を必要とするかの判断については、個々の議員の自主的判断に委ねられ、調査研究活動としての必要性や県政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められているものと解される。

これらの書籍は、一概に議員の調査研究活動と無関係であるとまではいえず、調査研究活動の手段、方法及び内容の選択に関する議員の広範な裁量にも鑑みると、議員の合理的な裁量の範囲を逸脱しているとは認められず、違法又は不当な支出であるとはいえない。

コ 岡野朱里子議員の調査研究及び研修に係る会費

請求人が、会合等の内容が不明などであり不適切な支出であると主張している日創研香川経営研究会、香川県中小企業家同友会及びスモールサンに係る会費については、これらの団体は中小企業の成長発展のため研修会等を開催するなどの活動をしており、地域の中小企業の発展や県の産業振興の調査研究及び研修のため支出したとの説明があり、議員が行う調査研究等に該当するものであると認められることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。また、日創研香川経営研究会会費の領収書発行者が飲食店になっていることについては、当該店舗も同会の会員であり、飲食付きの勉強会、拡大委員会を開催した会費であるとの説明があった。政務活動は広範囲にわたるものであり、調査手法も多岐にわたることから、飲食を伴う会合であるからといって直ちに目的外支出となるものではないと考えられ、政務活動費マニュアルにおいても飲食等を伴う意見交換会会費等に政務活動費を充当できないとはされていないことから、使途基準に違反しているとはまではいえない。

サ 岡野朱里子議員の勉強会の会場費等

請求人が、県政との関連が不明であり不適切な支出であると主張しているものは、子どもとその保護者約 50 人のほか、学校や幼稚園の教師の参加により開催した勉強会であり、子ども達に日本と西洋の似ている楽器の使い方や音色の違いなどを実際に体験してもらいながら、県内の学校や幼稚園の楽器整備や音楽教育等について意見交換したものであるとの説明があった。当該勉強会の内容は、教育行政や伝統文化の承継に係るものであることから、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

シ 五所野尾恭一議員の菓子購入費

請求人が、政務活動としての会議との一体性が示されておらず不適切な支出であると主張している菓子購入費については、地元公民館等で開催した県政報告会の参加者にパン、クッキー等を配布したものであるとの説明があり、会議のための支出であると認められることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

ス 議員 4 名のはがき購入費又は印刷費

請求人は、支出時期から年賀状として出されたと推認され、不適切な支出であると主張していることから、過去の判決を参考にし、現物の記載内容を確認の上、本件支出の適否を判断した。

a 佐伯明浩議員のはがき購入費

購入したはがきは、年賀はがきではなく通常の官製はがきであり、題名は「県政報告」となっており、議員自身が行っている県政の課題、目標などの報告が記載されていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

b 森裕行議員のはがき購入費

購入したはがきは、年賀はがきで、題名は「森ひろゆきニュース」となっており、正月の時候のあいさつと考えられる部分を含むものの、それ以外の内容は議会活動の報告と評価できることから、使途基準に違反しているとまではいえない。

c 山本直樹議員のはがき購入費

購入したはがきは、年賀はがきで、題名は「山本なおき通信2018冬号」となっており、正月の時候のあいさつと考えられる部分を含むものの、それ以外の内容は本県の様々な事業の状況や今後の県政の取組に関する報告と評価できることから、使途基準に違反しているとまではいえない。

d 斉藤勝範議員のはがき印刷費

県政報告を料金別納郵便はがきとして印刷した経費であり、題名は「斉藤かつのり県政報告平成30年新春号」となっており、正月の時候のあいさつと考えられる部分を含むものの、それ以外の内容は県政の課題や取組に関する報告と評価できることから、使途基準に違反しているとまではいえない。

セ 佐伯明浩議員の事務所費（光熱費）

自宅を政務活動のための事務所にしており、政務活動補助職員を雇用し、政務活動に係る陳情等の処理や資料作成を行っているとの説明があり、当該補助職員の雇用契約書においても、就業場所は同議員の自宅内の事務室であることが明記されている。

政務活動費マニュアルによると、住居を兼ねた建物を政務活動のための事務所としている場合、その事務所に係る光熱費は支出できるとされ、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とすることが記載されているが、事務所費の領収書をみると、光熱費（電気代）は4分の1に按分して政務活動費が充当されており、使途基準に反するものとはいえないことから、違法又は不当なものであるとはいえない。

ソ 議員3名の菓子、コーヒー、飲み物等購入費

議会事務局からは、菓子、コーヒー、飲み物等購入費については、政務活動と関連性のあるものであれば、事務所費の具体的な支出費目である消耗品費に含まれるとの説明があった。また、佐伯明浩議員、花崎光弘議員及び平木享議員からは、政務活動に必要な情報収集や意見交換、陳情などで多くの人の訪問があり、円滑なコミュニケーションを図るために、事務所に常備して提供しているクッキーやせんべい、ペットボトル茶等の購入費であるとの説明があった。

地元の要望、課題などの情報収集や意見交換は、政務活動の重要な柱の一つであり、菓子や飲み物を提供することは円滑な議論や活発な意見交換を促す効果があると考えられ、菓子、コーヒー、飲み物等の購入が政務活動に関連していないとはいえず、金額も社会通念上相当な範囲内であると考えられる。また、政務活動費マニュアルには、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とすることが記載されているが、領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されており、違法又は不当なものであるとはいえない。

タ 松原哲也議員の名刺代

請求人が、自らの経営する会社に支払っており不適切な支出であると主張している名刺代については、現物を確認したところ、使途基準に違反している内容は認められず、金額が著しく高額であるなど不当な取引である要素も見当たらず、また、政務活動費マニュアルには名刺などの物品の購入先を制限する規定もない。名刺は、政務活動に限らず、通常の議員活動にも使用されることが推認されるが、政務活動費マニュアルには、事務所費について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とすることが記載されており、当該名刺代の領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充當さ

れていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

#### チ 山本悟史議員の講演会の講師料

講演会は、県政への関心と子どもの学力向上を目的に、坪田塾の坪田信貴氏を講師に開催されたものであり、同様の講演会は平成26年度から平成28年度まで開催され、再度の開催を希望する者が多いことを受け、毎年開催されているものであった。議員からは、講師は教育者であり、講演内容は、子どもたちの学力向上に関するだけでなく、保護者や教育関係者にとっても有益なものであり、また、講演内容に関しては、毎回一般質問や委員会質問などで必ず参考にしており、議員として、県政の課題及び住民の意思を把握し反映させる活動につながっているとの説明があった。

請求人は、4年連続で開催している同一講師の講演会に多額の経費をかけて毎年開催する必要は認められず、適切な支出と認められないと主張するが、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにおいて講師謝金の上限が定められているわけではなく、講演会の内容は教育行政や地域振興に関係するものであり政務活動に適うものといえ、違法又は不当な支出であるとはいえない。

また、請求人は、自らが会長を務める高松北ライオンズクラブ主催の講演会の高額な講師料は適切な支出と認められないと主張しているが、同議員から、当該講師料は、自身が主催したパネルディスカッションの講師料であるとの説明があった。高松北ライオンズクラブ主催の講演会のチラシには、講演会後にパネルディスカッションを開催することが記載されているが、当該講演会のプログラムの一つであるとまでは読み取れず、領収書等添付票の写しにおいてもパネルディスカッション講師謝金として明確に区分されていることから、別の催しであると考えられる。前述のとおり、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルで講師謝金の上限が定められているわけではなく、パネルディスカッションのテーマであるさぬき動物愛護センターをはじめ動物愛護の問題については、同議員が普段から積極的に取り組んでおり、政務活動と関連があると認められることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

### 3 議会に対する要望（要旨）

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

過去4回の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べたところであるが、これまでのところ改善が進んでいるとはいえず、今回の監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次のとおり強く要望する。

- (1) 政務活動費マニュアルの精緻化
- (2) 会派等からの収支報告の検討
- (3) 的確な審査、適正な運用
- (4) さらなる透明性の確保と効率的・効果的な支出

却下した住民監査請求の概要は、次のとおりである。

請求の要件を欠いているものは、次のとおりである。

#### No.2 県税の徴収を違法に怠る事実について

##### 請求の内容（要旨）

県税の徴収を違法に怠る者に対して香川県に与えた損害を補填させるほか、必要な措置を講ずるよう知事に対して勧告することを求める。

#### No.3 新県立体育館建設に係る違法な公金支出による損害防止措置請求

### 請求の内容（要旨）

新県立体育館は、違法な公金支出による損害を本県にもたらすものであり、監査委員が、新県立体育館建設を中止させるほか、必要な措置を講ずるよう知事に対して勧告することを求める。

受理し、請求に理由がないものとして却下したものは次のとおりである。

### No. 4 県の財産の管理を違法に怠る事実に対する損失補填等の措置の要求

#### 1 請求人からの請求の内容（要旨）

別紙事実証明書1号証（読売新聞R 2. 3. 1）により、中国・武漢市で昨年末に発生したとされる新型コロナウイルスの感染が世界中で拡大し、令和2年2月29日現在の感染者は韓国3,150人（死亡17人）、イタリア821（21）、イラン593（43）等で、国内でも241（5）である。

別紙事実証明書2号証（山陽新聞R 2. 2. 11）により、岡山県は新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大でマスクが品薄の対策で、同2月12日、備蓄するマスク約8万7千枚を県内の医療機関や高齢者、児童福祉施設に先着順で1施設500枚を上限に配布した。配布発表に申し込みが殺到し、3時間半で配布枚数に達したとあり、マスク不足は深刻である。

別紙事実証明書3号証（四国新聞R 2. 2. 6）により、品薄マスクがインターネット上で高額転売の記事と同じ紙面に、香川県が新型コロナウイルスで医療物資が不足する中国陝西省（友好県省提携）に医療マスク等を送るが並ぶ。

別紙事実証明書4号証（記者発表資料R 2. 2. 5）により、県が同2月6日、県の備蓄から発送した医療用マスクは1万7,500枚だが、爆発的感染拡大も危惧される中、氏名不詳の県職員が、県が税で県民の健康を守るため備蓄した医療用マスクを、何ら法的根拠がなく、必要がないのに、中国陝西省に提供したのは違法に財産の管理を怠るものである。

しかも、県は早急にマスク1万7,500枚を補充する必要があるが、全国的なマスク不足で、補充は不足に拍車をかけ、医療用であり医療機関への悪影響もある。当該職員は当然に必要な補充を考えておらず、典型的な違法に財産の管理を怠る事実該当する。

よって、本件、違法に財産の管理を怠る事実について、監査委員が厳正に監査の上、責任を有する者に損害の補填を求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。

#### 2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

本件請求は、理由がないものと認め、却下する。

本県から陝西省へ提供した17,500枚のマスク（以下「本件マスク」という。）については、令和2年1月30日、同省から本県あてに届いた医療用物資の支援要請に対して、同日、支援を決定し、同年2月6日に発送したものである。

なお、支援を決定した同年1月30日時点の新型コロナウイルス感染症の状況については、国外では中華人民共和国の7,711人を含む計17か国7,788人、国内では9人の感染者が報告されており、新聞報道等によれば、本県以外の複数の自治体においても中華人民共和国に対して医療物資等の支援が行われている。また、同年1月31日には、世界保健機関（WHO）が、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が、緊急に国際的対策の調整が必要な事態などである「国際的に懸念される衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると発表している。

本件マスクのうち12,340枚は国際課が陝西省への支援決定後に友好交流事業予算で調達したものであり、2,000枚は農業試験場において、場内農地で職員が害虫防除、農薬散布、収穫物の取扱いなどの各種作業を行うためのものとして所有していたものである。また、

地方職員共済組合香川県支部から 200 枚、一般財団法人自治体国際化協会香川県支部から 2,960 枚の計 3,160 枚が、それぞれの団体の判断により提供されている。

請求人は、県が税で県民の健康を守るために備蓄した医療用マスク（以下「備蓄マスク」という。）を、何ら法的根拠がなく、必要がないのに陝西省へ提供したこと、提供後に当然に必要な補充を考えていないことは、違法又は不当に財産の管理を怠る行為であると主張している。

しかしながら、前述のとおり、本件マスクのうち 12,340 枚については、陝西省支援のために国際課が調達したものである。また、2,000 枚については、農業試験場が日常業務に使用するマスクを提供したもので、提供後も在庫が十分にあり、早急な補充の必要性はないと判断していることから、これら計 14,340 枚のマスクは、請求人が主張する備蓄マスクには該当せず、本件請求の対象とはならない。また、これら計 14,340 枚のマスクの調達や提供の手続については、香川県会計規則等に基づき適正に処理されている。

さらに、本件マスクのうち残り計 3,160 枚については、県とは別の団体である地方職員共済組合香川県支部及び一般財団法人自治体国際化協会香川県支部が提供したものであり、これらは地方自治法第 237 条の財産には該当しないことから、住民監査請求の対象とはならない。

## V 包括外部監査

### 1 包括外部監査制度の概要

地方自治法第252条の36第1項及び第252条の37第1項の規定により包括外部監査は、毎会計年度、知事（担当窓口：人事・行革課）と外部監査人との間で契約を締結し、財務監査の範疇で特定の事件（テーマ）について外部監査人が自ら選択し監査するものである。

### 2 令和元年度の状況

令和元年度包括外部監査については、後藤英之外部監査人により「情報システムに関する事務の執行について」をテーマに、知事部局の保有する情報システム136件に対して概要調査を実施し、そのうち調達価格が高い又は個人情報等の保有数が多い等の特徴を有する12の情報システムに対して詳細な監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。

また、結果（指摘・意見）を受けて講じた措置については、知事から通知があり、令和2年12月に公表した。内容は次のとおりである。

なお、意見については意見総数が多数に上るため、詳細な監査において共通的にみられた事項のみを「共通意見」として記載し、個別意見については省略する。

#### 【指摘事項】

| 番号 | 項目   | 内容   | 講じた措置等  |
|----|------|--|---|
| 1  | 概要調査 | 分類カテゴリーごとに、そのカテゴリーに属する情報資産の具体例（例：「機密性3」＝個人情報に関するデータ、法令の規定により秘密を守る義務を課されているデータ等）を示し、システム所管部署が持つ情報資産の重要度を再整理・再認識させるべきである。      | 令和元年3月にセキュリティポリシーを改正した際に、情報資産の分類の表記を変更したことが主な原因と考えられることから、情報セキュリティ研修や情報セキュリティ内部監査を通じて、変更後の情報資産分類の表記について周知を行っていたところであるが、再度周知徹底を図ってまいりたい。                             |
| 2  |      | 香川県庁業務継続計画において、「非常時優先業務」として位置付けられている業務において利用されているシステムについては、ICT-BCPの整備状況を点検すべきである。また、ICT-BCP未作成であることが判明した場合はICT-BCPを策定すべきである。 | 香川県庁業務継続計画（震災対策編）において非常時優先業務として位置付けられている業務で利用される情報システムのICT-BCPの策定状況を点検したところ、10システムでICT-BCPが未作成であったことから、当該システムについて令和3年3月までにICT-BCPの策定を行う予定である。（令和2年10月末時点で3システムが作成済） |
| 3  |      | 原則、全ての庁内の個別システムにおいて、情報セキュリティ実施手順を作成するべきである。  | 全ての庁内の個別システム(116システム)において、情報セキュリティ実施手順を作成した。なお、毎年1回、見直しを行う。   |

|   |      |   |   |
|---|------|---|---|
| 4 | 概要調査 | <p>バックアップを「定期実施せず」のシステムについては、機器等ハードウェアの経年劣化等によるデータ滅失リスクに対して、業務継続の観点から問題がないかについて再度点検すべきである。また、問題があるシステムについては定期的なバックアップを実施すべきである。(ただし、国側でバックアップを実施している等、本県以外でバックアップを実施しているシステムは除く。)</p> | <p>今回の概要調査の「バックアップ」に関する設問において「定期実施せず等」と回答した 26 システムについて再点検を行ったところ、結果は次のとおりであった。</p> <p>①情報政策課で実施している一括バックアップの対象となっているもの 4 システム</p> <p>②バックアップは必要とせず再セットアップにより復旧可能なもの 7 システム</p> <p>③バックアップが無いと業務継続の観点から問題のあるもの 4 システム</p> <p>④バックアップを取得していることが確認できたもの 11 システム</p> <p>このうち、③の「バックアップが無いと業務継続の観点から問題があるもの」(4 システム)について、令和 3 年 3 月までに定期的なバックアップを実施する予定である。</p>                                       |
| 5 |      | <p>原則は「全て個人ごと」の ID を付与すべきであり、共有 ID を利用しているシステムについては、その合理性について再度点検すべきである。また、合理性に欠くシステムについては「全て個人ごと」の ID を付与すべきである。</p>   | <p>今回の概要調査の「ID 付与の単位」に関する設問において共有 ID を利用していると回答した 78 システムについて再点検を行ったところ、結果は次のとおりであった。</p> <p>①個人ごとに ID が付与されていたことが確認できたもの 27 システム</p> <p>②ログ等により利用者を特定できることから共有 ID を利用しても問題のないもの 6 システム</p> <p>③システムの特長、運用管理、費用面等から、共有 ID の利用を認めるもの 26 システム</p> <p>④共有 ID を利用することに合理性を欠くもの 19 システム</p> <p>このうち、④の「共有 ID を利用することに合理性を欠くもの」(19 システム)について、令和 3 年 3 月までに共有 ID を廃止し、全てのユーザに個人 ID を付与するよう改善する予定である。</p> |

|    |   |   |  |
|----|---|---|--|
| 6  | 概要調査  | <p>県の事務は拠点が分散していることが多く、職員の異動も多いことから、個別システムごとに、新規・異動職員へのID付与の申請承認手続ルールの整備が原則求められる。</p>   | <p>庁内システムのうち、職員ごとにIDを付与できない、及び共用IDの利用を認めるシステムを除き、全てのシステムについて、ID付与の申請承認手続ルールの整備した。</p>  |
| 7  |   | <p>県の事務は拠点が分散していることが多く、職員の異動も多いことから、個別システムごとに、定期的（年次等）に棚卸点検を実施することが求められる。</p>   | <p>庁内システムのうち、職員ごとにIDを付与できない、及び共用IDの利用を認めるシステムを除き、全てのシステムについて、定期的にIDの棚卸点検を実施するルールの整備した。</p>   |
| 8  |   | <p>原則は「パスワード設定」するべきであり、設定していない場合はその合理性について再度点検するべきである。また、合理性に欠くシステムについては「パスワード設定」するべきである。</p>   | <p>今回の概要調査の「パスワード設定」に関する設問において「無し」と回答した11システムについて再点検を行ったところ、結果は次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①パスワードが設定されていることが確認できたもの 2システム</li> <li>②IPアドレス等で制限しているためパスワードを設定していなくても問題のないもの 1システム</li> <li>③組み込みソフトウェアのためパスワードを設定していなくても問題のないもの 1システム</li> <li>④パスワードを設定しないことに合理性を欠くもの 7システム</li> </ul> <p>このうち、④の「パスワードを設定しないことに合理性を欠くもの」（7システム）について、令和3年3月までにパスワードを設定する予定である。</p> |
| 9  |   | <p>特に個人情報等の機密性3の情報資産を保有しているシステムについては、個人ID（≠共有ID）の利用、その上でアクセス記録（ログ）の取得・保管を徹底するべきである。また、それらについて（万が一の事故の場合の事後調査目的のみでなく）、定期的に事前点検・分析を行うルールの整備とその運用が求められる。</p> | <p>機密性3の情報資産を保有する情報システムについては、個人IDの利用及びアクセスログの取得・保管についてのルールやアクセスログの定期的な点検・分析のルールについて、情報セキュリティ実施手順の中で整備した。</p>   |
| 10 | <p>原則はウイルス対策ソフトが「導入され常に最新の定義ファイルを更新」されるべきであり、「導入せず」「手動で更新」等のシステムについてはその合理性について再度点検す</p> | <p>今回の概要調査の「ウイルス対策ソフト」に関する設問において「導入され常に最新の定義ファイルを更新」以外の回答であった33システムについて再点検を行ったところ、</p>  |  |

|    |                 |  |   |
|----|-----------------|--|---|
|    | 概要調査            | <p>るべきである。また、合理性がない場合は「導入され常に最新の定義ファイルを更新」する運用にするべきである。</p>  | <p>結果は次のとおりであった。</p> <p>①特殊な OS を利用しておりウイルス感染リスクが著しく低いことから導入していないもの 5 システム</p> <p>②ネットワークの分離等の理由でパターンファイルを自動更新することができず、定期的に手動で更新しているもの 7 システム</p> <p>③専用ネットワークを構築しており、十分なセキュリティ対策を講じているもの 4 システム</p> <p>④導入され常に最新の定義ファイルを適用する仕組みになっていることが確認できたもの 12 システム</p> <p>⑤導入し最新の定義ファイルに更新されていないことに合理性を欠くもの 5 システム</p> <p>このうち、⑤の「導入し最新の定義ファイルに更新されていないことに合理性を欠くもの 」(5 システム)について、令和 3 年 3 月までにウイルス対策ソフトを導入し常に最新の定義ファイルを更新する予定である。</p> |
| 11 |                 | <p>香川県に存在する全ての庁内システムやその現状や特性等を漏れなく正確に把握するためのシステム台帳の作成及びその定期的な更新ルールの整備とその運用が求められる。</p>                | <p>庁内の全ての情報システム(116 システム)の基本的な情報を記載した情報システム台帳を整備した。なお、令和 3 年 3 月までに香川県情報システム調達指針において、システム台帳の作成及びその定期的な更新ルールを規定する。</p>   |
| 12 | 予算編成支援・財務会計システム | <p>香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、情報セキュリティ実施手順を作成するべきである。</p>  | <p>令和 2 年 4 月に、香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、本システムの情報セキュリティ実施手順を作成した。</p>  |
| 13 |                 | <p>本県が外部委託事業者やシステム等に求めるべき情報セキュリティ要件を、全て網羅的に仕様書や契約書等に盛り込み、そして外部委託事業者のそれら遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施するべきである。</p> | <p>次期システムの調達を令和 2 年 5 月に実施したところであり、その調達仕様において、外部委託事業者等に求めるべき情報セキュリティ要件の全てを網羅的に記載した。当該システムの稼働後は、これらの遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施することとしている。</p>  |
| 14 | 香川県立ミュージア       | <p>香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、情報セキュリティ実施</p>   | <p>令和 2 年 4 月に、香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、本</p>   |

|    |                    |   |   |
|----|--------------------|---|---|
|    | ム資料管理システム          | 手順を作成するべきである。   | システムの情報セキュリティ実施手順を作成した。   |
| 15 |                    | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関する方法・手続を明文化し、また、その申請や承認の記録を残すべきである。           | 職員等の異動、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関するルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ実施手順の中で整備した。これ以降、当該ルールに基づき申請・承認の手続を行い、その記録を保存している。    |
| 16 |                    | 利用されていないIDや不要に存在するIDが放置されないよう利用者ID及び特権IDの棚卸し点検を実施し、その申請や承認の記録を残すべきである。                        | 利用者ID及び特権IDの棚卸し点検のルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ手順の中で整備した。これ以降、当該ルールに基づき棚卸し点検を行い、その申請や承認の記録を保存している。                                |
| 17 |                    | 本県が外部委託事業者やシステム等に求めるべき情報セキュリティ要件を、全て網羅的に仕様書や契約書等に盛り込み、そして外部委託事業者のそれら遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施するべきである。 | 令和2年度のシステム調達においては、仕様書に外部委託事業者等に求めるべき情報セキュリティ要件の全てを網羅的に記載し、これらの遵守状況等の確認を適宜実施している。  |
| 18 | 職員健康診断データ管理一元化システム | 情報セキュリティ実施手順に類する要領に、管理体制や利用者IDの付与の手続、パスワードポリシー、障害時の連絡先等の最低限記載すべき内容を明示するべきである。                 | 令和2年4月に、情報セキュリティ実施手順を整備したところであり、この中に管理体制や利用者IDの付与の手続、パスワードポリシー、障害時の連絡先等の最低限記載すべき内容を記載した。                                    |
| 19 |                    | 共有IDではなく、個人IDを付与するべきである。  | 令和2年6月に全てのユーザに個人IDを付与するよう変更した。  |
| 20 |                    | 個人IDレベルでのログを取得し、それらを定期的に点検又は分析するべきである。  | 利用者IDのアクセスログの取得及び点検・分析のルールについて、令和2年6月に情報セキュリティ手順の中で整備したところである。これ以降、当該ルールに基づき、個人IDレベルでログを取得し、定期的に点検している。                     |
| 21 |                    | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者IDの登録、変更、抹消等に関する方法・手続を明文化し、また、その申請や承認の記録を残すべきである。                 | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者IDの登録、変更、抹消等に関するルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ実施手順の中で整備したところである。これ以降、当該ルールに基づき申請・承認の手続を行い、その記録を保存している。 |

|    |                    |  |   |
|----|--------------------|--|---|
| 22 | 職員健康診断データ管理一元化システム | 利用されていないIDや不要に存在するIDが放置されないよう利用者IDの棚卸し点検を実施し、その申請や承認の記録を残すべきである。   | 利用者IDの棚卸し点検のルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ手順の中で整備したところである。これ以降、当該ルールに基づき棚卸し点検を行い、その申請や承認の記録を保存している。                                    |
| 23 |                    | 本県が外部委託事業者やシステム等に求めるべき情報セキュリティ要件を、全て網羅的に仕様書や契約書等に盛り込み、そして外部委託事業者のそれら遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施するべきである。  | 令和2年度の契約においては、外部委託事業者に求めるべき情報セキュリティ要件の全てを網羅的に記載し、外部委託事業者の遵守状況の確認等を適宜実施している。   |
| 24 | 香川県防災情報システム        | 災害時において本システムやネットワーク等の稼働は必要不可欠であるが、通信や電気の不通等の後に復旧対策に着手した場合、必要なリソースの確保などに長時間を要し早期復旧は困難であることが多い。災害時の可用性が求められ、また、様々な機関やシステムとの連携が多い本システムの特性上、率先して「情報システムに関する業務継続計画」(ICT-BCP)を策定するべきである。 | 令和2年4月に本システムの「情報システムに関する業務継続計画」(ICT-BCP)を作成した。  |
| 25 |                    | 香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、情報セキュリティ実施手順を作成するべきである。   | 令和2年4月に、香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、本システムの情報セキュリティ実施手順を作成した。   |
| 26 |                    | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関する方法・手続が明文化されていない。また、利用者の台帳も整備することが望ましい。   | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関するルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ実施手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき申請・承認の手続を行い、その記録を保存している。 |
| 27 | 香川県森林計画システム        | 本システムの開発業務に関連した設計書等のドキュメントが作成され、重要書類として保管されていることが確認できなかった。<br>平成16年の構築時及び令和元年の更改時における業務委託において成果物として設計書類(パッケージソフトウェアであるため、カスタマ  | 本システムの委託業者に依頼し、令和元年度中に実施したシステム改修業務の成果物として、システム外部設計書及び動作確認結果報告書を令和2年3月に納品してもらった。<br>なお、次回のシステム調達仕様においては、設計書等のドキュメント、             |

|    |             |  |   |
|----|-------------|--|---|
|    | 香川県森林計画システム | イズ部分の設計書やネットワーク等環境の設計書など)の納品を要求すべきである。今後、新たにシステムの開発を行う場合は、関連する設計書等のドキュメント、プログラムソースコード等を成果物として納品させるべきである。 | プログラムソースコード等を成果物として納品させることとする。  |
| 28 |             | 香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、情報セキュリティ実施手順を作成すべきである。  | 令和2年5月に、香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、本システムの情報セキュリティ実施手順を作成した。   |
| 29 |             | 本システムのサーバ設置場所は管理区域として要求される対策や物理的セキュリティ対策が十分ではない。管理区域として香川県情報セキュリティ対策基準で要求される事項が実施されるべきである。               | 令和2年3月に、本システムのサーバを、香川県情報セキュリティ対策基準で定められている入退室管理や物理的セキュリティ対策が講じられた管理区域に移設した。   |
| 30 |             | 本システムのログイン認証機能が実装されているが、ユーザーIDのみでパスワード入力が必要である場合があるため改善すべきである。   | 令和2年6月に、ログイン認証においてパスワード入力を必須とするよう設定変更を実施した。   |
| 31 |             | システム管理者IDは共有IDを使用しているが、そのパスワードの強度を高めるべきである。  | 令和2年5月に作成した情報セキュリティ実施手順にて、管理者IDを個別付与する運用に改めている。また、そのパスワードについても、強度の高いものを設定することとしている。<br>令和2年6月には、情報セキュリティ実施手順に基づき、管理者ID及び利用者IDの棚卸点検を実施し、共用IDは既に削除している。 |
| 32 |             | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関する方法・手続を明文化し、また、その申請や承認の記録を残すべきである。                      | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関するルールについて、令和2年5月に情報セキュリティ実施手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき申請・承認の手続を行い、その記録を保存している。                       |
| 33 |             | 本県が外部委託事業者やシステム等に求めるべき情報セキュリティ要件を、全て網羅的に仕様書や契約書等に盛り込み、そして外部委託事業者のそれら遵守状況の確認や改善指                          | 次回のシステム調達時の仕様においては、外部委託事業者等に求めるべき情報セキュリティ要件の全てを網羅的に記載し、契約後は、これらの遵守状況の確認や改善指摘を適宜   |

|    |                              |   |  |
|----|------------------------------|---|--|
|    |                              | 摘を適宜実施するべきである。  | 実施することとする。   |
| 34 | かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」ホームページ | 本県が外部委託事業者やシステム等に求めるべき情報セキュリティ要件を、全て網羅的に仕様書や契約書等に盛り込み、そして外部委託事業者のそれら遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施するべきである。 | 令和2年度の運用業務委託の仕様書において、外部委託事業者等に求めるべき情報セキュリティ要件の全てを網羅的に記載し、契約したところであり、これらの遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施している。                                 |
| 35 |                              | 外部委託事業者が保有している特権を付与されたID（特権ID）のパスワードの漏えい等が発生しないように、発注元である本県が厳重に管理するべきである。                     | 令和2年4月に、外部委託事業者が保有している特権を付与されたID（特権ID）のパスワードを、県が管理するよう運用を変更した。   |
| 36 |                              | 香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、情報セキュリティ実施手順を作成するべきである。  | 令和2年4月に、香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、本システムの情報セキュリティ実施手順を作成した。  |
| 37 | 生活保護システム                     | 香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、情報セキュリティ実施手順を作成するべきである。  | 令和2年4月に、香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、本システムの情報セキュリティ実施手順を作成した。  |
| 38 |                              | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関する方法・手続を明文化し、また、その申請や承認の記録が残すべきである。           | 職員等の異動、退職等に伴う本システムにおける管理者ID及び利用者IDの登録、削除等に関する管理ルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ実施手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき、管理者ID及び利用者IDの管理記録を保存している。 |
| 39 |                              | 利用されていないIDや不要に存在するIDが放置されないよう利用者ID及び特権IDの棚卸し点検を実施し、その申請や承認の記録を残すべきである。                        | 令和2年3月に棚卸し点検を実施し、不要IDを削除した。<br>また、利用者ID及び特権IDの棚卸し点検のルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ手順の中で整備した。  |
| 40 |                              | 個人IDレベルで取得しているログについて、それらを定期的に点検又は分析するべきである。   | 利用者IDのアクセスログの取得及び点検・分析のルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき、個人IDレベルでログを取得し、定期的に点検している。                          |
| 41 |                              | 本県が外部委託事業者やシステム等に求めるべき情報セキュリティ要   | 次回のシステム更新時（令和3年度予定）の調達仕様においては、外  |

|    |              |  |   |
|----|--------------|--|---|
|    | 生活保護システム     | 件を、全て網羅的に仕様書や契約書等に盛り込み、そして外部委託事業者のそれら遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施するべきである。                         | 部委託事業者等に求めるべき情報セキュリティ要件の全てを網羅的に記載し、契約後は、これらの遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施することとする。   |
| 42 | 難病等医療費助成システム | 香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、情報セキュリティ実施手順を作成するべきである。   | 令和2年4月に、香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、本システムの情報セキュリティ実施手順を作成した。   |
| 43 |              | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関する方法・手続を明文化し、また、その申請や承認の記録を残すべきである。    | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関するルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ実施手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき申請・承認の手続を行い、その記録を保存している。 |
| 44 | 救急医療情報システム   | 本システムはその担う業務の性格上、高い可用性が要求される情報システムに該当すると考えられるため、「情報システムに関する業務継続計画」(ICT-BCP)を策定するべきである。 | 令和2年6月に、本システムの「情報システムに関する業務継続計画」(ICT-BCP)を策定した。   |
| 45 |              | 香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、情報セキュリティ実施手順を作成するべきである。   | 令和2年4月に、香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、本システムの情報セキュリティ実施手順を作成した。   |
| 46 |              | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関する方法・手続を明文化し、また、その申請や承認の記録を残すべきである。    | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関するルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ実施手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき申請・承認の手続を行い、その記録を保存している。 |
| 47 |              | 利用されていないIDや不要に存在するIDが放置されないよう利用者ID及び特権IDの棚卸し点検を実施し、その申請や承認の記録を残すべきである。                 | 利用者ID及び特権IDの棚卸し点検のルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ手順の中で整備した。これ以降、当該ルールに基づき棚卸し点検を行い、その申請や承認の記録を保存している。                                    |
| 48 |              | 本県が外部委託事業者やシステム等に求めるべき情報セキュリティ要  | 次回のシステム調達時(令和5年度予定)の仕様においては、外部委   |

|    |                        |   |   |
|----|------------------------|---|---|
|    | 救急医療情報システム             | 件を、全て網羅的に仕様書や契約書等に盛り込み、そして外部委託事業者のそれら遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施するべきである。                                | 託事業者等に求めるべき情報セキュリティ要件の全てを網羅的に記載し、契約後は、これらの遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施することとする。   |
| 49 | 香川県児童相談所システム           | 香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、情報セキュリティ実施手順を作成するべきである。  | 令和2年4月に、香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、本システムの情報セキュリティ実施手順を作成した。   |
| 50 |                        | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関する方法・手続を明文化し、また、その申請や承認の記録を残すべきである。           | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関するルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ実施手順の中で整備した。これ以降、当該ルールに基づき申請・承認の手続を行い、その記録を保存している。             |
| 51 |                        | 利用されていないIDや不要に存在するIDが放置されないよう利用者ID及び特権IDの棚卸し点検を実施し、その申請や承認の記録を残すべきである。                        | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関するルールについて、令和2年4月に、情報セキュリティ実施手順の中で整備した。これ以降、当該ルールに基づき棚卸し点検を行い、その申請・承認の手続を行い、その記録を保存している。 |
| 52 |                        | 本県が外部委託事業者やシステム等に求めるべき情報セキュリティ要件を、全て網羅的に仕様書や契約書等に盛り込み、そして外部委託事業者のそれら遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施するべきである。 | 次回のシステム調達時(令和5年度予定)の仕様においては、外部委託事業者等に求めるべき情報セキュリティ要件の全てを網羅的に記載し、契約後は、これらの遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施することとする。                                      |
| 53 | 求人・求職者登録システム「jobナビかがわ」 | 香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、情報セキュリティ実施手順を作成するべきである。  | 令和2年4月に、香川県情報セキュリティ対策基準に基づいた、本システムの情報セキュリティ実施手順を作成した。   |
| 54 |                        | 本県が外部委託事業者やシステム等に求めるべき情報セキュリティ要件を、全て網羅的に仕様書や契約書等に盛り込み、そして外部委託事業者のそれら遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施するべきである。 | 次回のシステム調達時(令和3年度以降に検討中)の仕様においては、外部委託事業者等に求めるべき情報セキュリティ要件の全てを網羅的に記載し、契約後は、これらの遵守状況の確認や改善指摘を適宜実施することとする。                                  |

|    |            |   |  |
|----|------------|---|--|
| 55 | 公営住宅管理システム | 情報セキュリティ実施手順に類する「香川県営住宅管理システムに関する要領」に、管理体制や利用者IDや特権IDの付与の手続、パスワードポリシー、障害時の連絡先等の最低限記載すべき内容を明示すべきである。 | 令和2年4月に、情報セキュリティ実施手順に管理体制や利用者IDの付与の手続、パスワードポリシー、障害時の連絡先等の最低限記載すべき内容を記載した。  |
| 56 |            | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関する方法・手続を明文化し、また、その申請や承認の記録を残すべきである。                 | 職員等の異動、出向、退職等に伴う本システムにおける利用者ID及び特権IDの登録、変更、抹消等に関するルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ実施手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき申請・承認の手続を行い、その記録を保存している。                            |
| 57 |            | 個人IDレベルで取得しているログについて、それらを定期的に点検又は分析すべきである。  | 利用者IDのアクセスログの取得及び点検・分析のルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ実施手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき、個人IDレベルでログを取得し、定期的に点検している。  |
| 58 |            | 指定管理者における特定個人情報の取扱区域を明確にし、業務端末を操作する権限を有する職員と有しない職員を、物理的に区分する必要がある。                                  | 指定管理者において、業務端末を操作する権限を有する職員と有しない職員を区別するため、特定個人情報を取り扱う際にはパーテーションを設置して区分する対策を令和2年4月に行った。<br>令和3年度からの指定管理者の更新に合わせ、指定管理者の座席配置や配線を工夫することなどにより、より物理的に区分できる対策を行う。 |

【共通意見】

| 番号 | 情報システム名         | 意見                          | 講じた措置等  |
|----|-----------------|-----------------------------|---|
| 1  | 予算編成支援・財務会計システム | 取得したログを定期的に点検又は分析することが望ましい。 | 利用者IDのアクセスログの取得及び点検・分析のルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき、個人IDレベルでログを取 |

|   |                        |   |  |
|---|------------------------|---|--|
| 1 |                        |   | 得し、定期的に点検している。   |
|   | 香川県立ミュージアム資料管理システム     | 個人IDレベルで取得しているログについて、それらを定期的に点検又は分析することが望ましい。 | 現行システムは、他の博物館・美術館も利用している汎用システムであり、個人IDレベルでのアクセス記録(ログ)を取得することができない。当面はデータ閲覧のみの者と、データの内容を操作できる者のIDを館内において厳格に管理し、管理者IDの不正アクセスについては、台帳に操作内容を記録するなどして、監視できる体制を構築するようにしたい。 |
|   | 香川県森林計画システム            | 個人IDレベルでのログ取得し、それらを定期的に点検又は分析することが望ましい。       | 利用者IDのアクセスログの取得及び点検・分析のルールについて、令和2年5月に情報セキュリティ手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき、個人IDレベルでログを取得し、定期的に点検している。  |
|   | 救急医療情報システム             | 個人IDレベルで取得しているログについて、それらを定期的に点検又は分析することが望ましい。 | 利用者IDのアクセスログの取得及び点検・分析のルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき、個人IDレベルでログを取得し、定期的に点検している。  |
|   | 香川県児童相談所システム           | 同上  | 利用者IDのアクセスログの取得及び点検・分析のルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき、個人IDレベルでログを取得し、定期的に点検している。  |
|   | 求人・求職者登録システム「jobナビかがわ」 | 個人IDレベルでのログを取得し、それらを定期的に点検又は分析することが望ましい。      | 利用者IDのアクセスログの取得及び点検・分析のルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき、個人IDレベルでログを取得し、定期的に点検している。  |

|   |                    |   |   |
|---|--------------------|---|---|
| 2 | 香川県立ミュージアム資料管理システム | I Tの知見のある者が見積書等の内容を精査し異常点等の洗い出しを行えるよう、今後は、より粒度の細かい(詳細な作業項目やその工数や単価等を含む。)見積書を入手することが望ましい。  | 令和2年度のシステム調達においては、システム提供事業者に対して、詳細な作業項目やその工数・単価等が記載された見積書の提出を求めた。         |
|   | 香川県防災情報システム        | 同上  | 次回のシステム調達時(令和7年度予定)には、システム提供事業者に対して、詳細な作業項目やその工数・単価等が記載された見積書の提出を求めるとしたい。 |
|   | 香川県森林計画システム        | 平成31年の改修に際しての事前検討を対象とした「経費分析(香川県森林計画システム等改修)」において、「システムの再調達」と「既存システムの改修」の2つの区分における経費が比較検討されているが総額のみでの提示となっている。I Tの知見のある者が見積書の内容を精査し異常点等の洗い出しを行えるよう、今後は、より粒度の細かい(詳細な作業項目やその工数や単価等を含む。)見積書を入手することが望ましい。 | 次回のシステム調達時には、システム提供事業者に対して、詳細な作業項目やその工数・単価等が記載された見積書の提出を求めるとしたい。          |
|   | 救急医療情報システム         | システム再構築時のデータ移行業務において、I Tの知見のある者が見積書等の内容を精査し異常点等の洗い出しを行えるよう、今後は、より粒度の細かい(詳細な作業項目やその工数や単価等を含む。)見積書を入手することが望ましい。   | 次回のシステム調達時(令和5年度予定)には、システム提供事業者に対して、詳細な作業項目やその工数・単価等が記載された見積書の提出を求めるとしたい。 |
|   | 公営住宅管理システム         | I Tの知見のある者が見積書等の内容を精査し異常点等の洗い出しを行えるよう、今後は、より粒度の細かい(詳細な作業項目やその工数や単価等を含む。)見積書を入手することが望ましい。  | 次回のシステム調達時(令和5年度予定)には、システム提供事業者に対して、詳細な作業項目やその工数・単価等が記載された見積書の提出を求めるとしたい。 |
| 3 | 香川県立ミュージアム資料管理システム | CMSの脆弱性を狙った改ざん等の自治体関連ウェブサ   | 令和2年度のシステム調達においては、独立行政法人情報  |

|   |                              |  |  |
|---|------------------------------|--|--|
| 3 |                              | イトへのサイバー攻撃が多発していることを踏まえると、今後の調達に際しては、ウェブサイトにも求められる具体的な情報セキュリティ対策を仕様書に明記することが望ましい。  | 処理推進機構が公表している「安全なウェブサイトの作り方」等を参考とし、仕様書にウェブサイトにも求められる具体的な情報セキュリティ対策を明記した。   |
|   | 香川県防災情報システム                  | CMSの脆弱性を狙った改ざん等の自治体関連ウェブサイトへのサイバー攻撃が多発していることを踏まえると、今後の調達に際しては、ウェブサイト(かがわ防災Webポータル)にも求められる具体的な情報セキュリティ対策を仕様書に明記することが望ましい。 | 次回のシステム調達時(令和7年度予定)の仕様においては、独立行政法人情報処理推進機構が公表している「安全なウェブサイトの作り方」等を参考とし、ウェブサイトにも求められる具体的な情報セキュリティ対策を明記することとしたい。     |
|   | かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ!」ホームページ | CMSの脆弱性を狙った改ざん等の自治体関連ウェブサイトへのサイバー攻撃が多発していることを踏まえると、今後の調達に際しては、ウェブサイトにも求められる具体的な情報セキュリティ対策を仕様書に明記することが望ましい。               | 令和2年度の運用業務委託の仕様書において、独立行政法人情報処理推進機構が公表している「安全なウェブサイトの作り方」等を参考とし、ウェブサイトにも求められる具体的な情報セキュリティ要件を明記した。                  |
|   | 救急医療情報システム                   | CMSの脆弱性を狙った改ざん等の自治体関連ウェブサイトへのサイバー攻撃が多発していることを踏まえると、ウェブサイトにも求められる具体的な情報セキュリティ対策を仕様書に明記することが望まれる。                          | 次回のシステム調達時(令和5年度予定)の仕様においては、独立行政法人情報処理推進機構が公表している「安全なウェブサイトの作り方」等を参考とし、ウェブサイトにも求められる具体的な情報セキュリティ対策を明記することとしたい。     |
|   | 求人・求職者登録システム「jobナビかがわ」       | CMSの脆弱性を狙った改ざん等の自治体関連ウェブサイトへのサイバー攻撃が多発していることを踏まえると、今後の調達に際しては、ウェブサイトにも求められる具体的な情報セキュリティ対策を仕様書に明記することが望まれる。               | 次回のシステム調達時(令和3年度以降に検討中)の仕様においては、独立行政法人情報処理推進機構が公表している「安全なウェブサイトの作り方」等を参考とし、ウェブサイトにも求められる具体的な情報セキュリティ対策を明記することとしたい。 |
| 4 | 香川県立ミュージアム資料管理システム           | 約款による外部サービスを利用する場合は、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で約款による外部サービスの利用を申請し、規程  | 令和2年度のシステム調達において、外部サービスを利用する場合の情報セキュリティ要件について仕様書に記載したところである。なお、本業務の  |

|   |                              |   |  |
|---|------------------------------|---|--|
| 4 |                              | の整備を行う等の適正な措置を講じた後に利用することが求められる。  | 運用に当たって利用している外部サービスが当該要件を満たしていることを確認済である。  |
|   | かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ！」ホームページ | 約款による外部サービスを利用する場合は、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で約款による外部サービスの利用を申請し、規程の整備を行う等の適正な措置を講じた後に利用することが求められる。 | 令和2年度の運用業務委託において、外部サービスを利用する場合の情報セキュリティ要件について仕様書に記載したところである。なお、本業務の運用に当たって利用している外部サービスが当該要件を満たしていることを確認済である。 |
|   | 求人・求職者登録システム「jobナビかがわ」       | 同上  | 次回のシステム調達時(令和3年度以降に検討中)には、約款による外部サービスを利用する場合は、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で申請し、規程の整備を行う等の適正な措置を講じた後に利用することとしたい。 |
| 5 | 予算編成支援・財務会計システム              | 利用されていないIDや不要に存在するIDが放置されないよう利用者ID及び特権IDの棚卸し点検を実施し、その承認の記録を残すことが望ましい。                               | 利用者ID及び特権IDの棚卸し点検のルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき棚卸し点検を行い、その申請や承認の記録を保存している。             |
|   | 香川県森林計画システム                  | 利用されていないIDや不要に存在するIDが放置されないよう利用者ID及び特権IDの棚卸し点検に関する方法・手続を明文化し、また、その申請や承認の記録を残すことが望ましい。               | 利用者ID及び特権IDの棚卸し点検のルールについて、令和2年5月に情報セキュリティ手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき棚卸し点検を行い、その申請や承認の記録を保存している。             |
|   | 難病等医療費助成システム                 | 同上  | 利用者ID及び特権IDの棚卸し点検のルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ実施手順の中で整備した。<br>これ以降、当該ルールに基づき棚卸し点検を行い、その申請や承認の記録を保存している。           |
|   | 求人・求職者登録システム「jobナビかがわ」       | 利用されていないIDや不要に存在するIDが放置されないよう利用者ID及び特権ID  | 利用者ID及び特権IDの棚卸し点検のルールについて、令和2年4月に情報セキュリ  |

|   |                   |  |   |
|---|-------------------|--|---|
| 5 |                   | <p>の棚卸し点検に関する方法・手続を明文化し、また、(ID管理台帳を作成して最新状態に確保しているとのことだが)棚卸の実施記録や承認の記録が残すことが望ましい。</p>        | <p>ティ手順の中で整備した。<br/>これ以降、当該ルールに基づき棚卸し点検を行い、その申請や承認の記録を保存している。</p>   |
|   | <p>公営住宅管理システム</p> | <p>利用されていないIDや不要に存在するIDが放置されないよう利用者ID及び特権IDの棚卸し点検に関する方法・手続を明文化し、また、その申請や承認の記録を残すことが望ましい。</p> | <p>利用者ID及び特権IDの棚卸し、点検のルールについて、令和2年4月に情報セキュリティ実施手順の中で整備した。<br/>これ以降、当該ルールに基づき棚卸し点検を行い、その申請や承認の記録を保存している。</p> |